BULLETIN
DE LA
SOCIÉTÉ PÉNITENTIAIRE DU JAPON
(FONDEE EN MARS 1888.)
No 100. SEPTEMBRE 1896.
Rédacteur principal et gérant. H. Sano
Sténographe. T. Yana
Imprimeur et Editeur. S. Ikéda
(LE BULLETIN PARAÎT TOUS LES MOIS.)

大日本監獄協會雜誌

第百號

明治廿九年九月

第九月刊行

毎月一回發行

募集

●今回提出サレタル民法修正案ハ早晩實行ヲ見ル疑ナシ依テ本校ハ其他民法專攻ノ學士ニ依嘱シ次週ヨリ之カ講義ヲ始ム

●梅博士刑法講義

モ遠カラス大修正アラン然レモ刑法ヲ解スルニ於テ大碑益アルヘシ他ノ諸科皆專攻ノ博士學士之ヲ講授ス此際入學スル者ノ爲メ特ニ

●古賀學士刑法原論

聽ク者ハ改正

●編入試驗

ヲ執行ス

●授業時間

ハ毎日午後五時土曜日ハ午後一時半ヨリ始ム

●新講義錄

毎月三回發行ス若シ毎號百十二頁ヲ期シテ完結ノ見込ナケレハ號數ニテ完結ノ見込ナ號外ヲ發行スヘシ所載科目ハ

●民法修正案

其他大變更ノ憂ナキモノヲ先ニシ大修正ノ豫期アルモノハ修正案ノ發表ヲ待チ速カニ之ヲ掲載ス但シ刑法ノ如キ必要ナレハ初號ヨリ

●刑法原論

講義ヲ掲載ス是レ現行刑法ニ通シ併セテ改正刑法ノ解釋上稗益ヲ得ヘシ

●二年ヲ期シテ完結

●入會金四拾錢

●月謝金五拾錢

◎規則書入用ノ者ハ貳錢郵券封入申込マルヘシ

東京市麹町區富士見町六丁目電話(一二七四)

司法省指定

和佛法律學校

廣告

宮城集治監雄勝出役所看守海嘯被害者へ左記ノ通リ御寄附相成候間此段廣告候也

廿九年八月

大日本監獄協會

一金拾圓也　三重縣監獄本支署員一同

一金拾圓也　三池集治監署員一同

發行兼編輯者　佐野尚

印刷者　池田宗平

印刷所　東京並木活版所

明治廿九年八月十八日發刊

東京市牛込區若宮町十番地

大日本監獄協會事務所

東京市淺草區黒船町廿八番地

發行所　東京並木活版所



英國ホワルド協會主幹タラック氏肖像

M. William Tallack Secretary of the Howard Association

大日本監獄協會雜誌第百號目次

◎英國ホワルド協會主幹タラツタ氏肖像
◎第百號發刊の辭……一
◎論說
○監獄界に於ける二大潮流……牛門逸士……二
○幼年囚を遇するの方法……別天生……四
○監獄衛生論（前號の續き）……後藤新平……五
○刑法のはなし（前號の續き）……虛心亭主人……一四
◎百號祝祠
○祝第百號發刊……河西久慧……二二
○斯誌斯號……福澤勇太郎……二三
◎雜錄
○板垣內相の辭職と監獄○將來の板垣伯に望む○身分帳改正の理由○出獄人名簿の改正○改正身分帳實施の期○監房內の電火に就て○服制の發布近きにあらん○赤痢流行地の監獄○裁判所構內の留置場に徇禁すべきもの、戒護に就て○身上要財產ノ取調に就て○勸查處分は單行に達せられんことを○看守坐右錄○身上照に對する警察署看守反舍錄
◎海外通信
○小河氏より警保局長へ通信……三四
◎譯澤
○萬國監獄組織問答一班（前號の續き）……三五
◎質疑應答
○質疑○應答……五件……三九
……六件……三九
◎寄書
○再ひ質疑應答博士君の駁擊に答ふ○直立處分說に付て○犯罪傳播の理由を論ず○工場擔當の看守は宜しく其適任者を撰擇すべし○切齒扼腕輕卜本誌讀者に訴ふ○看守の職務に他て○旅束法○服役囚の姿勢を論ず○看守の資格に就て○獄務の番局者に告ぐ○監獄吏職員錄を見て感あり○冀望一束……四一
◎官報……五一
◎各地通信
○香川縣監獄署通信○宮城集治監通信○岩手縣監獄署通信……五三
◎雜報……五四
◎附錄（囚人身分帳改正樣式）

廣告

日英佛對照

本邦監獄則　一部金壹圓

近來外國人ノ本邦監獄ヲ巡視スルモノ、頗ル多キヲ加ヘシハ蓋シ內地雜居ノ期近キニアルガ爲メナラントスルモ然ニ外國人從伴ノ通辨不充分ナルヨリ本邦監獄ノ眞味ヲ彼レニ通スル能ハサルノ嘆ナキニアラズ就テハ是等ノ缺點ヲ補ハンガ爲メ本邦監獄則ヲ英佛兩語ニ飜譯シ參觀ヲ請フトキハ先ツ該書ヲ一讀セシメ而シテ實地ノ巡視ヲ許シ若シ署內巡視中ニ於テ質問ヲ生スルトキハ直ニ其質問ニ答フヘキ條項ヲ指頭ニテ一々示シ彼レヲシテ充分會得セシナハ却テ下手ノ通辨ニ勝ルヿ万々ナリトス御同感ナラバ速ニ御同盟アランヿヲ希望ス尙本書ハ日英佛文對照ナレバ監獄專門ノ外國語ヲ知ル上ニ於テ最モ效益アル義ニシテ諸士ニ於テモ亦必要ト認メラル、ヿヲ以テ入用ノ諸士ハ至急御申込アルベシ

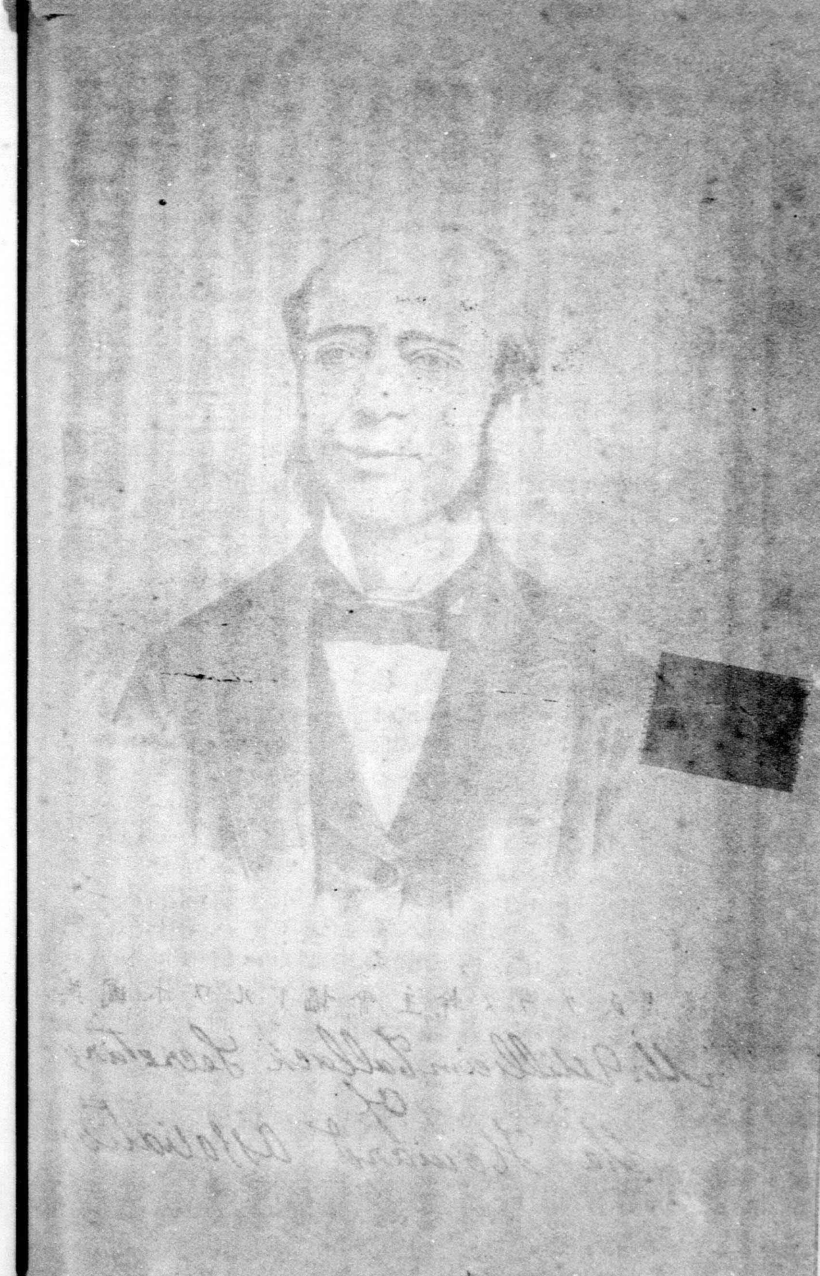
佐野尙

大日本監獄協會雜誌第百號

明治廿九年九月

第百號發刊の辭

茫々際涯なく、鋤犁未た普からさる郊野に生れ、自ら松柏の節操を待し、以て行路の標的たることを期せりと雖も、而かも、稚々たる一嫩葉、嚴霜の朝、風雪の夕、困厄交々臻るの裡、幸に會員諸君の熱誠に依り、爰に百號の發刊を爲すに到れり、是れ會員諸君と共に慶賀する處にして、又會員諸君に謹謝する處なり、今に到りて、既往の經驗と、困踣とは、漸く枝葉の茂暢を來すの因となり、斯道の標的たるの所思を期するも亦遠きにあらさるを信す、然りと雖も、其の盛衰は一に會員諸君の双肩にあり、將來一層會員諸君の熱誠なる庇護を蒙るにあらされは奚ぞ本會の目的を達することを得ん、前途猶遠く、邪經多し、幸に會員諸君の奮勵を冀ふ、予輩亦斃れて尚ほ止さるべし、聊以て百號發刊の辭とす



論說

◉監獄界に於ける二大潮流

牛門逸士

身を劃地圈土の外に置き、徐ろに巍峩たる高樓、牢乎たる墻壁の內を顧れば、二大潮流の橫溢するものあるを見る、則ち一は東するものにして他は西するものなり、其の相合するや、一大旋渦となりて、白沫空に騰り鬻然咆哮の音を發し、凄まじきこと實に沙汰の限と謂つべし、斯界に遊ぶ者、亦、此邊に留意する所なかるべからず、

仰々二大潮流とは何ぞや、囚人を遇する上に於て一は寬和の手段を採り以て之を敎導せんと欲し、他は嚴正の旨義を採り以て之を懲戒せんとするの二を謂ふ、則ち此方法を實行する上に於て、前者は感化に重を置き、後者は軍隊的組織に出で、摸範として歐州各國の採る所のもの、英米の國に在ては、感化の手段を以て獄治の効果を見んとし、其他の歐州諸國は全く嚴正の旨義に依據せんとす、兩者の是非及効果の存する所、未だ遽に判斷を下すべきに非ずと雖も、此潮流は早晩我國にも起るべきは必然の趨向なれば、吾人は今よりして注意すべきの必要あり、何となれば現に軍隊的組織に依り歐化せられつゝある我邦に在て、近時漸く感化の主義に傾かんとするの傾向あればなり、

二大潮流の趨く所は一の大海の一部分なると同じく、則ち監獄は犯人を改悛せしむることを以て目的を爲さば寬和、懲戒何れの手段を採るとも、究竟一の方法に過ぎざるのみ、要は犯人の改悛如何と顧みるに在り、而して其の何れの方法が、最も犯人の改悛を助成するに適切なるや否やは其國の文野、歷史的の關係に依て定まるの奬あれば、此点は常に注意し何れにしても之を避けざる可からず、否らずんば國家の最高權力たる刑罰權の威信を失墜し、（懲戒を無視するの奬）若くは刑罰執行の本旨を散逸するに（感化を蔑如するの奬）至るべければなり、

我邦現今監獄の狀態を顧みるに、懲戒を主とするもの丶如し、是は勿論獨り實務家の唱道のみならず、監獄則の規定に於て既に此意を顯はせり、則ち書信接見の制限、敎誨敎育の不十分、懲戒的作業を科するが如き是なり、法文默暗の間に此意を示現す、當務者、豈何ぞ懲戒を離れて感化を採ることを得ひや、我輩はその兩說の是非に就て云爲するに非ずと雖も、今後の改正監獄則に於ては、此点に於て、今少し感化主義を採るに吝かならざらんことを希望せざるを得ず、

我輩の感化主義を納るゝは、獨り以上述べたる數点のみ、其他は總へて從來よりも尙且嚴正なる懲戒主義を採るを要す、故に一時、問題となりし刑事被告人安坐の如きは、全然不同意を唱へざるを得ず、

斯の如く調和協同して、各々其の所長を採り、而して尙監獄の最終目的を達する能はずとせば、是れ監獄を置

くべきか否やの重大問題なるか、若くは實務者其人を得ざるの論に歸着すべし、畢竟監獄制度としては我輩現今の狀態に照してこの調和說の最も適切なるを覺ゆ、濫に歐米諸國の顰に倣ひ其の弊に陷り、二大潮流の爲めに飛去せらるゝなからむを祈る、

◉幼年囚を遇するの方法

別天生

幼年囚遇御の方法於てに、丁年囚と最も其の趣を異にするは、彼の三時間以內讀書習字算術を學ばしむるに在り、何れの監獄則と雖も此規定の存せざるはなし、唯多少その年齡の点に於て相違あるのみ、但し我邦と英國とは殆んど年齡も同一にして共に十六歲未滿となせり、改正監獄則に於ては、その範圍を擴張して二十歲未滿となすべしとのことを耳にす、

我輩は、此点に於ては、別に何等の異存なきのみならず、寧ろ大に其の當を得たるを喜ぶ、然れども此外、遇囚の方法を異にすべき一要件ありと思惟す、法令之を規定せず、或は規定するの要なからむと雖も、實際上異にすべき点あり、則ち幼年囚に對して便宜多少の鞭韘を加ふること是なり、殘虐苛酷の所作、固より今日の世にあるべくも非ず、人は稱して之を野蠻的の動作と謂ふ、我輩また之を唱ふるに躊躇せざるなり、然れども、幼年者に對し多少の笞鞭を用ゆるは決して野蠻的の動作に非ず、何となれば親權を有する者は幼年者に對し當然懲戒權を有するを以て現今世上實際に於て笞鞭を用ゆることあればなり、誠に世人は之を指して野蠻的とは唱へざるべし、而して監獄內に於て亦之を用ゆるを妨げず、元來刑罰の点より立論すれば、笞鞭も自由剝奪も、共に同一の刑罰なり、唯彼は短小なる時間を以て銳利なる手段を採ると、此は長き期間に於て徐々に改悛を計るとに外ならず、刑罰としては前者の非にして後者の適當なる亦敢々を要せずして明なり、然れども或場合に於ては、即ち幼年囚に對しては前者の適切なることなしとせず、其の功績の如何は、請ふ世上の父兄に問へ、

或は其の効果を認むと雖も、是れ法律以外の刑罰を加ふるものなりとの非難を與ふる者あり、我輩は此非難を攻破するに、典獄も亦相當の懲戒權を有するの言を以てせんと欲す、則ち刑罰を加ふるに非ずして、監獄內の紀律に服從せしむるの手段を採るに在り、故に假し笞鞭を加ふるも、懲戒權の範圍內に於てし、決して之を超越して一種の刑罰と見做るべき程の苛虐なる笞鞭を加ふること能はざるなり、此趣旨を以て、今日現に强暴なる囚人に對しては拳衣を加ふるを得るにあらずや、果して然らば幼年囚に對し多少の笞鞭を加ふるを非なりとするの理あらんや、

世、漫りに偏屈なる理論を採りて以て、其の効果をも忘失するに至るの傾あるは、まことに斯道に採りて惜むべきの至なり、我輩の茲に一言する、亦此微意を現はすのみ、

◉監獄衞生論（承前）

特別會員　後藤新平氏述

扱本邦の監獄を西洋諸國の監獄に比較すれば如何なる程度に在るかは既に諸君の知らるゝ所ならんか本邦監獄

衛生上狀況に於て著しく死亡數の減少を來し之を既往に比すれば革新を見るに至りたるとは實に一大慶事たり海外の文明諸國に於て生命及健康を保持する爲に設けたる衛生規則にして國家及公共の施設に係るもの多しと雖ども監獄に於けるが如く赫著なる成績を見る者未だ曾て之あらず前世紀の末及當世紀の初に於て英國のホーワアルト氏次てエリサベス、フライ氏伊國のベッカリア氏佛國のウアグニッツ氏及グル子ル氏は各自國の監獄に於ける非常の不完全なること又獄内に生存せる囚人の風儀及身體上の惡習を摘發して政府竝社會に公にし以て第一衛生上の改良を企て其好結果を奏し漸次進で近時の革新を見るに至れり其實例は

往時在監人の死亡非常に夥く一定時間自由を束縛するの刑は則ち殆んど人を死に致すの刑に同じきことを信せしむるに至れり佛人ウヰルラルメ氏佛國監獄の抑留は在監人の生命を奪ふこと十七乃至三十五年なるべきことを發見せり又ルカス氏は一千八百四十年代の佛國監獄の狀況に照考するに十年間の在監者にして七分の五は死刑に處せられたるに同しと云へり今日と雖ども尚ほ死亡數頗る大なりと謂はざるを得ずウアッポウ氏曰く監獄には小兒なく却て中年のものにして人生の間に於て最も死亡の少き齡期所謂最上年齡の者多に居ることを考ふるときは今日其死亡數減少せりと雖ども尚ほ恐怖せざるを得ざるべし其在監人の平均年齡として四十歲と定むるときは其最も死亡の少きものよりも必ずや尚ほ高し實に自由の同齡良民に於ける死亡に比すれば三乃至四倍甚きは五倍に達することと之れ無きに非す又氏はウヰルラルメ氏と同しく處刑の判決は如何に最良なる監獄に於ても入監中に其天壽の二十年を減すべきものとせり即ち假に人生五十年とすれば獄中に於ては三十年にて死亡すべしと謂ふに在り

諸君知らるゝが如く良民の作業中礦山營業者を以て死亡最も多きものとす然るにエングル氏は一千八百六十年普國監獄に於ける死亡(二十九、七‰)を以て同時の普國礦山工夫の死亡(十、三‰)に比較し而して監獄の患者に對する保護は礦夫に於けるより三倍の死亡を見るへき程に劣ることを鳴したり是故說を爲す者は囚徒をして礦業に就かしむるは附加刑を施すに等し衛生上此等の附加刑は可成減少せしめざる可らずと論ずる者あり囚徒をして礦業に就かしむることを禁ずるは實際行ふ可らざる極端論なれども今日監獄の保護上に大に注意すべき急務に就ては聊か參考に資する所あるべし又同氏は其他一千八百五十八年乃至一千八百六十年の間に監獄に於て平均一千人に對し三十一人六の死亡者あることを檢出したり是良民の平均五十八歲乃至五十九歲或は六十歲に適する死亡數なり然るに囚徒の平均年齡三十五乃至三十六歲にして其死亡數大抵一千人中十人内外に充るべきものなり故に普國生命保險會社は犯罪者の保險に於て其本人の年齡に二十歲を加へて保險定準を設くるを以て推知するに足らん之を極端より論ずるとき各在監人は多少自殺に同しきことを免れざるものなりと云ふも過言に非らざるなり

明治二十四年本邦に於ける自由良民の各齡に於ける死亡數を比較するに普國良民の同齡者と殆んど大差あるなし監獄衛生上此比較法は頗る緊要なれは次の表を揭け併せて在監人は前に述たる如くウアッポウ氏が實に最上年齡者なりと謂へる所以を知るの參考に供すべし

	人員	死亡	人員千ニ付死亡者ノ割合
一年	九七六、九二四	一四二、八五三	一四六・二三
二年	九八〇、八五五	四一、一〇二	四一・九〇

年			
三十一年	一、〇一五、二五一	二七、九六〇	二七・五四
十二年	九〇三、一七四	三、七七二	四・一八
十三年	八七一、九三六	三、六九五	四・二四
三十五年	八七八、四七四	三、七七六	四・三〇
三十六年	五八〇、〇三五	六、〇三四	一〇・四〇
四十年	・五六〇、一二七	五、八五八	一〇・四六
五十八年	五五五、七〇八	六、三一三	一一・三六
五十九年	二八四、九三三	六、九五八	一八・一四
六十年	二八七、三七〇	八、四八五	二九・七八
	三〇九、五五〇	八、九三四	三一・〇九
		一〇、一八二	三二・八九

又伊國統計局長ボヂオ氏の監獄比較統計上に證明したる各國監獄の衛生上關係を見るに

伊國一千八百七十年乃至七十六年間の監獄衛生狀況

三千三百二十二人　健康

二百七十八人　中等

九十人　不良

佛國一千八百七十二年乃至七十五年間

六千七百七十八人　患者　一万二千二百七十二人　健康

帝領澳國一千八百七十二年乃至七十五年間

三千五百六十人　健康

七百四人　中等

三百六十四人　不良

匈牙利國一千八百七十四年乃至七十六年間

七百九十一人　健康

百二十六人　中等

三十二人　不良

又一千八百七十三年乃至一千八百七十九年伯林プロエッヘンセー監獄

	能働者	限業能働者	不能働者
一八七三	一一〇四＝七三％	四〇七＝二六％	一一＝〇、八％
一八七四	二七九・六＝七五％	九一八＝二三％	一九＝〇、六％
一八七五	二六七一＝七〇％	一一三六＝二八％	二三＝〇、七％
一八七六	三三四二＝七五％	一〇六三＝二三％	四二＝〇、九％
一八七七	四三八一＝七三％	一五四一＝二五％	二九＝〇、五％
一八七八	四七四〇＝七五％	一五七九・＝二四％	一三＝〇、二％
一八七九	三四七七＝七六％	一〇六四＝二三％	一六＝〇、三％

限業能働者とは肺患其他の全身病血行器若くは消化器の慢性病に罹り或る業務の外は之に從ふこと能はざるものなり

以上身體疾患の素因に就き論じたるが如くトムソン氏ヂスパイン氏ニコルソン氏ロムブロソ氏クラフトエビング氏及其他の諸家は近時犯罪者の知覺及智能に於て常調を失せしむるものありと主張せり是故監獄衛生上の保護は獨り身體の爲めのみならず精神上の爲にも亦頗る必要あるを以て監獄改良の爲め其關係の如何を知らんことは大に希望する所なり本邦に在ては未だ此等の調査無きが如し併し全國の典獄諸君中には假令統計上の調査は未だ之れ無きも其實驗は必ず之れあるべきを信するなり

之を要するに監獄は健康を害し生命を短縮す是皆自由刑（フライハイトスシュラフ）より來る結果に非ざるはなし獄内の生活は實に人類生存の自然に反對するものと謂はざるべからず然れども到底監獄は之を社會の外に排斥することの叶はざるものなれば只今日に於て法律の明文以外に之れか附加刑を科すると一般なる次第に立至らしめさるを可とす是年來諸君の苦む所にして其方法の主要なるものは衛生法なりとす

又一定の年期内犯罪者を監獄に繫くは死刑の宣告を爲すに等しく今日獄制の改良に至るも尚ほ之を免かれずと歐洲人の唱ふる所なり而して各其法の明文に照し處罰せられ入監せしめられたる刑期内に於て其刑の種類に從ひ之を比較するに各刑の種類に從て各其不健康の度を異にせり故に刑の階級上公平を得んと欲せば其考察も亦監獄衛生上必要の件たり

其他再犯者は身體を害せらるゝの度如何之を初犯の者に比較すれば獄内の生活に堪ゆる者なりや如何此等の調査は殊に必要にして之れに由て初犯者は如何に取扱はざれば衛生上の保護充分ならず又再犯者は如何に取扱へば可なり等の事自ら明かなるに至らん又男女の比較は多年の調査に依て男は女よりも死亡多きことを知れり此點に關しては

シャシナー氏一千八百二十二年乃至三十七年間佛國政府の要求により檢査を行ひしに集治監は五千人「パニヨ」シャシナー氏自由人民の殆んど同一の生活を營む者僅かに十人の準に死亡せりと謂へり

は三十八人

船徒刑は開濶なる氣中に勞力し却て體力の酷役に慣るゝものゝ如し此徒は已に能く不良の生活に身を委ねたる者なるが爲め諸般の心身に及す感動をも避け得るものなり又夫の再犯者の初犯者に於けるが如く死亡を見ること少きも同一理なり男子は女子より死亡數多し又船徒刑の第一年間の死亡は懲役よりも多し―男子の犯罪者は入監前の放曠飲酒の爲め已に女子よりも形神を損ずるが故に女子よりも死亡者多數に至ることは實事に徵して見るべきものあり

其外現在監獄に於て已に調査ありしや否やを知らずと雖も之れより漸く監獄の制度を改め刑の階級を種々に區別せんとするに就て必要なる衛生上の調査あり是は在監年數に於ける死亡比例の調査なり罪狀に依て刑期を定むるも其裡面には死刑の宣告と同樣なる結果を伴ふを免れざることを考へざる可らず之を譬ふれば甲は刑期一年に處し乙は二年丙は三年と云ふ如く處刑せんに二年若くは三年と其刑期の長短に從ふて囚徒の生命健康に傷害を與ふるの度は最初の一年とは比準を異にするものなることを知らざる可らず五年の刑期は其生命健康を傷害せらるゝこと一年の刑期の五倍とせば其比例は單純なれども初一年は其傷害の度高く漸く年數を重ぬるに從ひ減下し單一なる正比例を爲すものに非ざるなり此調査に有名なるはドクトルブライ氏の著監獄死亡及患者論なり氏は倫敦のマイルバンク監獄醫なり一千八百二十五年乃至一千八百四十二年の間各監獄の死亡增減、在監

人身體健康の狀態、各患者の素因、監獄の內部及其外部構成の關係、在監の長短に就て實驗を著述せり—英國監獄に於て平均六週間の在監者一千人に付二十二人七八の死亡ゲンフ監獄に於ては平均二十箇月の在監者二十六人三六の死亡マイルバンク監獄に於ける二箇年間在監者三十人九六佛國「パニョ」に於ては七箇年間在監者四十人七の死亡なり又マイルバンク監獄に於ける其他の實驗は左の如し

在監一年の者一千人中死亡三人〇五　二年の者三十五人六四　三年の者五十二人二六　四年の者五十七人一三五年の者四十四人一七なり故に在監一年より三年若くは四年に至る迄死亡增加し五年以上に至れば減少すること一年を經る者二十二人〇七其二年を經る者四十七人七二其三年を經る者三十八人六四其四年を經る者二十四人七一とす

ドクトルベール氏一千八百四十九年より六十八年迄二十年間實驗の統計的檢査によれば死亡の最大數は諸死因に於て一の破格なく在監の初二半期に於て之を見る殊に初の半年間に於て發病著しく多し第二及第三半期の間に死するものは全く入監に起因するものと認む

在監期の增加は蓋倍死亡の增加を生ず在監日を經るに隨ひ其生活方法漸く馴れて其感作著しからざるに至る

又同氏の說によれば

1. 在監人の患者は生計の度竝年齡の同一なる自由良民よりも準に多し
2. 在監人の死亡數は同齡の自由良民よりも著く大なり
3. 在監人は殊に急性熱性病に對し同階級の自由良民よりも甚だ侵され易し
4. 監獄に流行病發生するときは自由良民よりも之に罹ること多く死亡亦多し故に監獄內の疾病は其性猖獗にして轉歸も亦惡し
5. 平時(即衛生法を以て急性流行病を防遏したる間)に於ても肺勞其他の慢性體質病少からず

右の如くなるが故に監獄に於て衛生統計は頗る必要なり且正しき統計に由て其改良の材料に資せんと欲せば其度を治定し改更するの根原となるべき能力を發揚すること能はざるなり監獄醫撰擇に注意を要すること亦以て知るべきなり今回の諸問事項には(三)精神病者(四)傳染病者に關する重要なるものあり又在監人の出入に際し危篤の疾病に罹り又は傳染病に感染せる者の取扱如何等の事項あり此等の事に就ては既に審議討論良好の議決を得たるならんと信ず小官は其議事の結果を知らざれば敢て喙を此間に容るゝことを爲さず只此事項に就ては充分なる注意あらんことを希望するのみ蓋し此事に就ても監獄醫撰擇の必要なることは益明かなるべし其他指示事項中に(一)監獄作業の件(二)監獄醫務の件あり皆衛生上忽にすべからざるものなり而して監獄醫務の件に至りては小官が前に陳べたる如く監獄醫の程度尙比較的に不完全なるとは已に注目せられたるに因るものなるべし監獄醫務衛生の事に就ては監獄評議會の起りし以來評議員中にも衛生專門家を加へられたるを以て一體に注意を喚起せんと力ひるの傾向あり小官は現在の獄制に基き以前の事を調査せざるが故に諸君の參考に資すべき事項は十分に之を陳ぶること能はざれども監獄衛生の國家衛生に關することは前既に陳ぶる所の如きが故に諸君の餘力を借りて國家衛生上に良成績を與ふるに至らんことを希望するに過ぎざるなり

監獄衛生に於て今日迄行ひたる事項中最も喜ぶべきは栃木監獄の身體檢査なり明治二十四年三月より九月に至る七箇月間の成績を示したり僅々たる小日月間の事なれば未だ考案の材料に供する能はざれども斯る事は期月於ては爾後體重及視力の檢査等を繼續せるなるべし斯の如きことに注意して獄醫をして能く其調査を爲さしむるは監獄衛生上に頗る必要なることゝ信ずるなり

今日の現況にては本邦の監獄は海外に對して其改良を誇ることを得べきものあり今や萬國監獄會議もありて其筋よりは委員を參列せしめらるべく已に海外に此等の報告をなせしものあらんか小官は萬國衛生年報の各國監獄衛生篇中未だ日本監獄の事を記するものを見ざるなり又小官が歐洲に於て巡視したる監獄は皆上等に位せるものなれば固より整備したるものなりし然れども歐洲に於ても本邦監獄に於けるよりも劣等に在る者亦甚だ多かるべし現に最近萬國衛生年報の報ずる所に據れば露國監獄の如き食料及び獄舍の面積の割合死亡等殆んど驚かざるを得ざる有樣なり

（未完）

刑法のはなし

虛心亭主人

犯罪の事も、刑罰の事も、僅に其一端を述べたばかりではありますが、一先づこの邊で切を附けまして、これより、再犯、數罪俱發、數人共犯、の事を申上げる事に致しましよう、

再犯と數罪俱發とは、一人の者が、二個以上の罪を犯した場合に生ずるものでありまして、數人共犯は、其文字の示す通り、一罪を犯すに就て、二人以上の者が通謀連合した場合に生ずる關係であります、再犯、數罪俱發、何れも、一人が二罪以上を犯した場合に生する關係ではありますが、其異る所は、其中の一罪の確定判決後に犯されたものが有ると無いとの差であつて、甲罪を犯し、其判決確定後、乙罪を犯しましたならば、乙罪は甲罪に對して再犯の關係をもつて居るのであります、之に反して、甲罪を犯し、其判決の確定しない中に、復乙罪を犯して、俱に發覺しました時は、則ち數罪俱發の場合となる、そこで再犯といふ語は、動もすれば、刑法とは違つた意味に使はれる事がありますが、刑法の意味で申せば再度監獄の門を潜つた事を謂ふのではありません、亦單に、二度罪を犯した事を謂ふのでもありません、專ら一罪の確定判決后、更に一罪を犯した狀態を謂ふのであります、

一度有罪の判決を受け、それが確定して、自分が何んな刑を執行されなければならんが〳〵明になつたに拘らず復罪を犯した者でありますから、再犯者に就ては、何か特別の處分がなければなりません、再犯者は如何處分すべきやとは、刑法學理上最も困難な問題の一つであります、それに就きまして、少し緣の離れた、立法論と解釋論との差から說き起しましよう、

立法論と云へば、其國當時の、法令の有無、法令があるとして其規定の如何に拘束されず、專ら理論から如何に決すべきかを論ずるのであつて、解釋論は單に法令の意義を知るに限られたものであります、之を物に喩へて見ましようならば、此湯沸は何で出來て居るか、銅であると答へるは、解釋論に類し、湯沸は何で出來て居るのがよいか、銅よりは銀瓶がよいと云ふのは、立論法に似て居るのですが、

さて、再犯者の處分如何が、困難な問題の一つであるといふは、立法論として困難なのであつて、解釋論即ち現行法の規定して居る處分法を知るは、敢て難問と申すほどのものではありません、

刑法第九十一條に「先に重罪の刑に處せられたる者再犯重罪に該る時は本刑に一等を加ふ」同第九十二條「先に重罪輕罪の刑に處せられたる者再犯輕罪に該る時は本刑に一等を加ふ」同第九十三條「先に違警罪の刑に處せられたる者再犯違警罪に該る時は本刑に一等を加ふ但一年內再び其違警罪裁判所の管轄地內に於て犯したる時に在らざれば再犯を以て論する事を得ず」とあつて、初犯再犯の關係、右三個條に示されてある如くであれば、本刑に一等を加ふと申すが、現行法の再犯者に對する處分の眼目であります、

右の條文中、何々の刑に處せられたる者とある、其處せらるゝといふ文字は、須く注意すべき處でありまして、重罪の刑に處せられたる者とある時は、第七條に示してある重罪の刑を宣告して、それが確定したゞけの有樣を謂ふのです、從つて重罪を犯したる者、といふのとも違ひ、重罪の刑を執行したる者、を指すのとも違ひます、これは決して無用の論點ではありません、例令へば持兇器窃盜の如き、法令の重罪として居るものを犯しても、若し、自首減輕、宥恕減輕、酌重減輕、其他原因の如何に論なく、刑を減して、輕罪の主刑たる重禁錮を宣告した場合には、第九十一條謂ふ所の重罪の刑に處せられたる者ではない、故に又、再犯重罪に該る時と雖も、一等を加重する事は出來ない、又假令へば無期若くは徒刑に處せられたる者、法廷より監獄に押送される途中、逃走を遂げて、縱しや一日の執行も受けなかつたとしても、其確定後再び重罪に該る罪を犯した時は、第九十一條の加重を與へなければならん、該條は一日片時も刑の執行のあつた事を要求はして居ないのであります、

要する處、再犯は一等を加重する事あり、といふが、現行法の採つた處分の眼目であつて、三犯四犯と、度重つた者でも、一等の上を加重する事は、第九十八條に禁じてある、

これが果して、再犯三犯四犯と犯數を重ねる者、累犯者、慣習犯者、に對する處分の當を得たものと云はれやうか、若し當を得て居なければ、如何なる處分法を採るべきか、といふこれからが、所謂難問の一たる、累犯者の處分に關する立法論であります、

再犯を理由として一等を加重するのは、つまり刑の重くなるを示して、累ねて罪を犯さない樣にしようとの政策でありますが、三犯たり四犯たるが爲に、二等三等を加重した處で、加重するばかりでは其目的を達する事、累犯を防遏する事が出來ない、そこで問題が更に大きくなつて、加重が累犯豫防の良策でなくば、別に如何なる方法があるか、

結果を處理するには原因を知らなければならん、累犯者を豫防したくば、累犯の原因を知らなければなりません、今日の處では、其原因の分からないもの、むしろ不明なものも少くはありませんが、凡そ原因として疑のない處を知れば、從つて累犯豫防策も、刑罰制度みのに依る可らざる事が明になる、

囚徒放免後、世人に、斥されて生業の道に窮する、これが累犯增加の一因たる事は、全く疑を容れない、之を救ふは、放免囚保護會社が適切でありまして、刑罰制度以外に必要な救濟策の一つで、

監獄制度の不完全、特に雜居獄が累犯を出す原因の一つである事も、今日となつては殆ど疑を容れない、惡癖を悛改せしむべき監獄が、却つて累犯の因をなすとは、塞冒で入院した患者に、虎列剌が傳染した樣な話、之を避ける策がなくては叶いません、

監獄に投せられて、却つて惡習に染む事實があれば、監獄に入ないのが何より適切で、刑の條件附執行猶豫は、一面此考から進んで來たものであります。監獄で惡習に染まる、大きな原因は雜居制で、他の囚徒と惡事をはない、そうして獨居させて、惡習の傳播を杜絕するならば、もはや刑の執行を猶豫する制度は無用の樣でに放免後を保護する會社などを設けてくれるとも、自分で自分を責めて、一度赤い着物を着た以上は、どうらんと思ひます、よい親は、初に敎へ、次に戒め、終でなければ懲らしません、而らば加重といふ方法は、累犯防遏の爲には、全く用ゆる處がないか、此問に答にるは、人に扞げられる氣質と扞げられない氣質とのある事を前提と致さなければならん、或人は敎へて扞げられない氣質は無いと云ふ、これも間違、或人は氣質は何程敎へても扞げられないと云ふ、これも間違、事實は、人に依り、關係的に自ら惡意を驅すもの、即ち刑の加重に就ての關係的可治のものも有り得る以上は、單に形式一邊の加重でこれらの方法あるも其効を奏せず、數回監獄の門を潛つて、却て自負するが如き者に至つては、更に如何なる策を採るべきか、これが最後の必要問題であるに拘らず、動もすれば、學者實際家共に其研究に冷談であるやに見なるのは、實に斯道の不忠者と申さなければなりません、此の如き輩が果して絕体的に不治の罪人であるか、法律、宗敎、醫療、如何なる方法に依るも、人間の手では改心させる事の出來ない囚徒であるかは、今日の如き未進の學理で、決してどちらとも斷言する事を許さないではありますが、少くも、現時採用施行する刑罰制度乃至警察處分では、とても其犯罪を抑へる事の出來ない者である事は、毫も疑がない、事實の明証する處であります、

斯樣な者に對しても、矢張刑を加重するだけで滿足しなければなりますまいか、再犯乃至三犯四犯たるの放を以て加重し、三年五年刑期を長くしたとした處で、まだ毫も改心の徵候がない、改心の徵候があらうが無からうが、宣告した若干の刑期が滿つれば放免する、放免しなければならんといふ法理は、その邊から出て來るか、罪と刑とは權衡を保たなければならん、縱しや改心の跡が見えずとも、輕微な罪を犯す者に對し、むやみに刑期を延べ、其極無期刑に處する如きは、正義の許さい處であるとは、今日も尙大多數學者の固持する見解でありますが、私は左樣な仙人じみた變哲學は存じません、疑つて解けないのは、刑罰といふ如き社會制度は、罪人を重しとするか、良民重しとするか、の一點であります、改心しない者、出せば復た良民を害する者、を刑期さへ滿つれば出獄させて、再に費用と勞力とに依つて、捕へて獄に入れる、寧ろ兒戲に類する事はありますまいか、囚人と雖も社會の一員であるから、徒に刑す可らさると同時に、悛改の見込なき徒は、永久非社會的の動物であつて、少しは良民の方が重い、之を害さしめざる方法の斷して不當にあらざる事を知らなければなりません、

元來刑の目的は、社會の生存維持、之を達するには、非社會的行爲即ち犯罪を淘汰するの策に出づるので、分かれて刑罰に依る、改心、抑壓、除斥、の三法であらうかと考へます、直る者は直す、直らない者は抑へ

て罪を犯す途を失はせる、別の言葉で申せば、再三良民を害するの便宜を無くする、尚其上必要な場合には除く即ち殺すの外に仕方が無い、其抑へるの應用としては、數回犯數を重ねて尚悛改の見込なき者に限り、刑期滿つるも出獄を停止する事、改心したる者に、假に出獄を許すの反對に出て改心せざる者に暫く出獄を許さないといふ制度が、今日外國に例のないに拘らず、學者實際家にして賛成する者の有ると無いとに拘らず私の堅く必要を信する處であります、其何犯以上の者に之を適用すべきか、前后の罪の同種たると否とを問はざるか、司獄官に此の如き職權を與へて甚しき弊害なかるべきか、等の点に就て、一定の考もありますが、餘り枝葉に亘りますから、この位に止めましよう、

再犯に次いて、一人が二罪以上を犯した爲に生ずるのは、數罪俱發の關係です、數罪俱發は一人の犯した二罪以上が、どれもまだ確定の有罪判決を受けて居ない有樣をいふのでありまして、例令へば爰に甲乙丙の三罪を犯したものがある、何れも判決を經て有罪と確定して居ないものであれば、之を取扱ふには、數罪俱發の關係を以てしなければなりませんが、若しも之に反して、其の中の甲罪に就ては、既に先に有罪の確定判決を受けて居まして、乙丙の二罪は其後に至つて犯したものでありますれば、判決を經て居ない乙丙の關係だけ、數罪俱發であつて、甲罪に對しては、乙も丙も再犯となるのであります、

所で、數罪俱發と云へば、其名の示す通り一人で二個以上の罪を犯した場合でなければ、成立つ事の出來ない關係でありますが、或る者の所爲が、果して二個三個若くは數個の犯罪と云ふを得るか否かに就て、大に疑問の生する場合があります、此事は多少の御參考にならうと思ひますから、少しく布延して申上げる事に致しましよう、

二罪以上を犯した者であるかないかゞ、不明な場合を生ずると申したら、諸君は或はお考へになるかも知れない、二罪以上どころでない、或る嫌疑人を召上げた處で、一罪を犯した事が、あるかないかも知れない場合も、澤山あるではないかと、若し斯樣な疑問が起りましたならば、それは事實論と法律論とか混亂したのです、

例令へば、爰に呑助と名ける船頭がありまして、攝州から横濱まで、數千樽の正宗を運送する途中、一樽はども、盜んで呑んでしたつたといふ嫌疑で、どう〳〵未決監の麥飯を喰べる事になつたと假定致しましやう、いよ〳〵審問といふ場合となつてから、檢事もそれ〴〵有罪の証據を擧げるけれど、呑助もまた自分左樣の覺は毛頭無いと主張して、相當の証據を出すが爲に、果して呑助が呑んだので無くなつたやら、別に紛失の原因があるのやら、よく分らなくなつてしまつた、といふ樣なのは、なるほど一罪の成立すら、明でない一例でありますが、それは窃取の事實が不明なのであつて、法律上一個の窃盜であるか、二個の窃盜罪であるかが、明でないといふものではありません、今少しく例を轉じまして、呑助其名の如く、チビ〳〵盜んで呑んだ、一度二度ならず、航海中毎日晩酌の爲に盜んで呑んだ、といふ事實を白狀したと假定致しましよう、そこで其所爲が、一個の窃盜罪といふべきものであらうか、二個三個呑んだ度數だけの窃盜罪が成立つたものであらうか、といふ、これが事實は明白であつて、之に與ふべき法律上の斷定、數罪俱發なるか否かゞ、取もあらうか、といふ、これが事實は明白であつて、之に與ふべき法律上の斷定、數罪俱發なるか否かゞ、取も直さず、先刻申上げた、二罪以上の成立と認めるに、困難を生ずる場合があるといふの一件です、

斯樣な差別がありますから、事實上の不明な場合の事は、範圍外と致しまして、法律上の、二罪以上成立したるや否やを見分ける標準、を畧言致しましよう、それには想像上の俱發と實体上の俱發とに分論するが便

利です、

百號祝詞

（未完）

祝第百號發刊

河西久麿

四顧暗澹咫尺を辨せず、行程人をして向ふ所を失はしむ、時に明光輝々行路を照し歸去往來意の如く、夜は猶白日の感あらしむるもの、そも電燈の存するあるの利、黑雲濛々海面を覆ひ風潮常ならざるも舟行の進路を誤まらざるは、そも羅針盤の存するあるの利なり、吾人獄海を進航するの徒何を以てか斯海の指針と爲す、曰く唯一の大日本監獄協會雜誌ある而已矣、誌上每號載する所の公明至重なる論說は名士大家の筆に成り、筆々聲あり、雜報は斯務の樞機を記して遺憾なからしめ、質疑應答欄は吾人等後進生の研究場に供せらる、研究場は會員諸氏が寄稿の夥多なる本欄冒頭記者の注意を見て之れを知る、其他多々吾輩が迂筆の能くす所に非ず、吾人は信ず斯道の羅針盤たり燈明臺たるの本誌なるを、誌今や第百號の發刊を見る、熟誠なる會員諸氏の至す處なりと雖、抑も亦記者足下が經營慘澹日も猶足らざるの思ひを以て、斯事に盡瘁せられたりし結果に歸せざる可からず、龍頭蛇尾は社會有數の事物に之れを見る、本誌素より其比に非ざるなり、吾人感喜の至りに堪へず、聊か所思を述べて以て本誌第百號發刊の祝詞に代ふ、

斯誌斯號

福澤勇太郎

偏重偏輕は世事に免かるへからざる傾向、特に事業革命の時に當て其極偏の甚しきを見る、回顧すれば米人ジヨン、シー、ヘーリー氏同情一滴の誠淚一度治獄改善の端緒を與へしより舊來の行刑法を革め、以て文明的新制度を施行せんとするに當り、旺に崇洋主義行はれ、朝には英佛に摸し獨魯に倣ひ、夕べには米白に粉し、摸擬是れ事とし毫も着實的革進の跡を見るなく徒らに十有餘年の間、治獄改善の方針確立せさるに該り、宇川盛三郎佐野尙其他の有識家痛く日本監獄改良の前途を憂ひ、時の有司に議り監獄協會を組織し、續て機關新誌として本誌を發行せらる、爾來九星霜本號に於て始めて一百の號を重するに至る、之を本誌降誕の當時に比すれば精粗殆んと雲泥の差あるは讀者の已てに知る所、蓋し本誌の主義や本邦行刑法をして漫に外國の制度に摸擬するなく、我國土風俗に鑑み、以て獨米の長を採り、英佛の華を酌み、魯伊の精を參して、改化の方針を指導するに存し、論說の公正なる、記事の確實なる、通信の敏捷なる、其他寄書質應欄の如き、議論剴切、能く斯業を提醒して活氣を與へ、燦爛斯界に異光靈輝を煥發し來りしは、又吾人の吹聽を要せさる所、本誌は從來如斯經歷を有し將來亦不偏不黨嚮々公平なる理實の研究をなし、靄然社會救治、即ち監獄改良の美風を勃興せしむるの絶大なる目的を抱負するあるに於ては、會員諸賢は國家的機關雜誌として、字內に誇艷するに足らん、然りと雖本誌の布及する所纔かに司獄官諸賢の部內に止まり、他の治獄行政に干係を有する地方長官、府縣國會議員、若くは司法官等にして斯會々員となり、監獄改良の策を講せんと欲するもの實に皆無に屬す、監獄事業か世人一般に對して未た精密の考察を喚起せしめす、從て他の事業に比し、勢力の薄弱なるあるは蓋掩ふへから

あるの事實ならん、斯業の發達遲々たる所以のもの又怪むに足らざるなり、語を換へて之を云へは、本誌の勢力や唯吾人實務家か實力を鍛練養成するに止まり、未た監獄を度外視する育政治家の長夢を攪破する誘導線たる時期に達せす、時勢の止を得さるものありと雖、吾人の遺憾是れより甚しきものあらす、然りと雖本誌降誕已に百歳、既往の來歷に照し、斯界の獄態を沈思すれば、着々、吾人か希望を奏し來りしもの夥多なり、斯業改善の基礎確然定立、又動かすへからさるものあるを見、更らに吾人は斯業に熱誠なる會員諸賢の盡瘁内に燃ゆる所頓かて華彩の外に顯表するの期遠きにあらさるを知る、吾人豈欣悅奮勵せすして可ならすや、聊か希望を陳して本誌本號發兌の祝詞に代ふ、

雜　錄

◉板垣内相の辭職と監獄

（何等の影響する所なし）

夙に監獄事業に熱心を以て有名なる板垣伯は、此度内相を辭せられたることは、如何にも斯道に取て遺憾千萬なるが、是れも浮世の果敢さとあきらむるより是非もなし、併し之に付ては、頃ろ各地方より監獄事業の盛衰抔の意味ある書信も見ゆるが、如何に内務の一部なる監獄事業とは謂へ、大臣の交迭ある毎に、方針を變更しては到底行刑の畢實なるを期すべきものに非ずされば、其効果を見ること能はざる性質のものなれば伯退きたりと雖も、尚監獄事業は依然として進向を見ん、固より將來斯道の刷新を要せむと欲せば、内相の力を假ること多しと雖も、其實、當局内部の發案に出ること多ければ、内相も亦下僚の爲めに注意を受くることさへあり、此邊、官海の内幕を領得したらひには、左まで將來のことを苦慮するにも及ぶまじと謂ふ

◉將來の板垣伯に望む

（改善の誘導者として）

内閣の變動、大臣の交迭に就きて斯道に消長あるべきものたらざるや予輩固より確信す、されども板垣伯は入閣以來監獄改正の意見を發揚され、從來牛歩遲々たる監獄事業の上に一鞭を試みられんとせられたるに、就任日淺く其の抱負せらるゝ處のもの、一も實施するに遑なくして勇退せらるゝに至りしは、當に、予輩の恨事たるのみならず伯に在りては一層の遺憾なるべし、蓋し監獄改善の事たる、朝野等しく力を協せて籌畫するにあらざるよりは之が成効を期すると難し、是を以て予輩は伯に切望す、伯は大政黨の首領なり民衆の泰斗なり、故に將來政黨統率の上に於て、將た萬民救濟の道に於て、常に此心を以て心とせられ、斯道の改善に盡瘁せられんとを、予輩は伯の内務大臣を去られしを惜むと雖も、其官に在りて斯道改善の急要を認めて、再び野に歸られたるとなれば、是より益、伯の爲めに斯業の啓發を促さるゝものあるを信ずるなり

◉身分帳改正の理由

（繁を省きて實を得たり）

身分帳の實施以來玆に三年、其の間實驗ありたる結果利弊のある處亦尠少ならず、抑身分帳の主たる目的は囚人の個人的關係を審明し、之に依りて個人適應の理術を施し以て感化懲戒の實を擧る資料と爲すと、及文書の錯雜を避くるの二者なるべし、然るに從前の樣式に依るときは、其の調査の繁雜なるに比し之が効果を収むるの價なく、甚しきは當に体裁に流れたるやの感なきものなきにあらず、之等は畢竟普國的飜譯に偏依したるか故ならん、今般改正せられたる部分は成るべく煩雜を避け、本邦監獄實務上の必要を限度としたるものにて、典獄諮問會に於ても審議せられたる結果なれば、之を實地に適用して便益あるや論なし、今其の改正の主要なるものを擧れば

○表紙の改正

從來は表紙と回覽紙と分離し、殊に回覽紙は卷頭第一に顯記せざれば閲覽上甚不便多し、又主任調査の日時とも云ふべきものは回覽の下に月日を記入するのみにて刑期其他を調査したる月日か、又は回覽に出したる月日か不明にして、責任を負わしむる上に於て不都合

を生じ彼の短期囚の如きは、往々放免後調製するも之を監督するに於て欠くる處なきに非らず、且表紙の滿期欄を終結と記したる如きいづれも、事理に適せざるを以て改正せられたるものなるべし

○取扱例の廢止

開塞第一に取扱例を掲げ、處理の順序を示したるは一見秩然たるが如しと雖も、之を實務の上より見るときは一の形式に過ず、且往復番號を記入する如きは別に文書發授件名錄のあるあり、敢て重複の手數を要せざるが故ならん

○回覽及說示要旨の廢止

回覽の卷首に掲記すべきものたるや前に述たるが如し、而して說示要旨なるものは、嘗に所記の事項に止らず、人に應じて諄々說示するの必要あり、若し如此之を一定するに於ては朗讀的說示に止り、却て其應用の便を失わしむ、殊に刑期滿了の日を示し異議なしと若し本人異議ありと云ふと雖も正當の順序を經、裁判の確定したるもの又如何ともすること能はざるものと云ふべし、之れ其の必要なき所以ならん

○貨物領置表の分離

貨物領置表の分離は改正の重なるもの、從來之が取扱上不便多きは實務家の唱導する處、金錢に就ては已に物品との出納手續多少繁閑異なる處なきに非らざれども、孰れも特別の出納官吏あり、又常に出納簿と照合し錯誤なきを監督するの手續は同一なり、故に之を勵行せんとせば勢ひ別紙とせざるを得ず、今般身分帳中の貨物表を廢止せらるゝと共に警保局長より通牒を發せられ、領置貨物に就ては別に人別簿を製し整理すべき旨を達せられたりと、貨物表の分離は實務上幾多の便宜あるや疑なきものなり

○出獄受書の廢止

出獄受書を渡し、貨物の下渡を承認せしむるは二重の受取を出す感あり、囚人の貨物に就ては會計の規定に依り正當領收書を出さしむるか、又は領置表の末尾に受領を証明せしめざるべからず、故に再び受書に其證明を爲さしむるの必要なきや明かなり、而して又第二項にある將來正業の道を訓授したることに就き承認せしむる如きは、殆んと兒戲に類するの譏なき能はざるに依り、廢止せられたるものならん

○行狀表の改正

身分帳改正中の主要なるものなり、元來行狀表は勘查規定の改正と共に發布せらるゝ筈に聞きしが、勘查規定は監獄則及同施行細則改正に就き施行細則中に挿入せられたるよしなれば、爰には其の一部の行狀表のみを改正せられたり、勘查規定改正の上は勘查期をも改めらるべき筈なれども、行狀表は勘查期の變更如何に關せず適用し得らるゝを以て差向き現時の制を改善せられたるものと云ふべし、故に勘查規定に附屬する行狀表なれば記載方若しくは處理の方法に於て明瞭ならざるやの感なき能はず、之れ予輩が行狀表の記載に就ては、特に附錄中へ意を用ひ例を示したる所なり、若し夫れ該表に記載するの主趣を領し監督の途、周密にして審查の術、宜しきを得ば改正に伴ふ利便蓋し尠少ならざるべし

要するに這般の改正は事務の省略を主とし、併せて經費を節減するの擧にして實務家の希望玆に達したるものと云ふべし

◉出監簿の改正

（不必要の記事を省かる）

刑事被告人出監簿、及囚人出監簿の改正も亦繁文省署に出たるものにして、抑出監簿なるものは殆んと出監者の索引簿とも云ふべきものなれば、前科の有無、在籍地、年齡等は左まで必要あるを認めず若、之を知らんとせば名籍原簿若くは身分帳に就て撿閱せば足れり、要するに重要ならざる事務の爲め徒らに手數を爲し事務の澁滯を釀す如きは最も不可とする處なり、該樣式の省署も蓋し爰に起因せしものならん

◉改正身分帳實施の期

（官報到達後七日目より）

法律命令に施行期限の明記なきものは普通の施行期限、即ち官報到達の日より七日の後は之れに從はざるを得ず、故に身分帳の改正も來年よりとか、又は年度替りよりとか辭柄を設けて施行を遲延すること能はざるや明かなり、然れども身分帳用紙の如きは豫め調製し置きあるものなれば遠かに新式に從ふときは經費にも關係するを以て、止むを得ざる場合は舊用紙を修正して用ゆるも可なれども、行狀表の如きは此際改むべきものなりと聞く

◉監房内の燈火に就て

（巢鴨監獄の一新例）

監房の燈火に就ては監獄則施行細則第四十一條に規定せし如く、監房の外に置き在監人の手に觸るゝの虞なからしむべきものにして、普通監房内に裝置することを許さず、而して斯かる規定を設けられたるは、在監人の之を利用して危險の行爲あらんとを慮れたるものなれば、其の危險を防ぐ相當の構造あるに於ては敢て監房内に裝置するも妨げなかるべし、故に巢鴨監獄支署に於ては各房内へ五燭光の燈球一個宛裝置の義を稟申せられし趣なるが、同監は全く煉瓦造にして又床上十四尺以上の處にあれば、手を觸るゝ虞れもなく、加之燈球及各要部に過度の流電あるときは自然に絶線すべき安全器の設けありて、毫も危險の恐れなきを以て、此程許可せられたりと監房内に燈火を備へたるは該監を以て嚆矢とす、併し斯かる便利の器械を備へたりとて、囚人の待遇は凡て限度のあるものなれば、就寢時間後と雖も尚ほ各房に点火する如きとなからんとを望む

◉服制の發布近きにあらん

（其の施行期限）

典獄分監長看守長及看守の服制發布は、種々の事情よりして遲延せしが、聞く處に依れば、既に法制局の手を離れ内閣に提出しあるよしなれば、閣議決定次第發布あるべし、而して其の施行期限は大抵明治三十一年四月一日なりし趣なれども、典獄分監長及看守長に在りては發布後直に着用するも差支なく、又看守の分は三十一年四月一日後と雖も既に渡したる現品にして、保存期限内のものは其の保存期間着用せしむるを得べしと、果して然らば當局者は今より注意する處なくんば、施行期限後一ヶ年間は、區々の服を着用する看守あるを免かれず、又典獄分監長看守長も、新服着用の際は成るべく協議し、少くも一縣下にては新舊兩式の服裝を爲さゞるの注意あるを要す、或る看守長は筒形帽を被り、或るものは海軍形帽を戴く如きは紀律上最も不可とする處なり

◉赤痢流行地の監獄

（一層衛生法に注意する所あれ）

傳染病流行の際に在ては、多くは監獄に於ては其災を避く是れ監獄衛生の行届ける徴候とす、此度の赤痢流行に就ては遺憾ながら新潟高田支署に於ては既に二名の赤痢患者ありたりと謂ふ、強ち監獄衛生の不行届と謂ふにあらねど、此際流行地、地方に在ては尚一層衛生法に注意する所あれ、今茲に柳下内務技師の赤痢報告なるものを得たれば注意の爲め左に要録す

◉病毒發生傳播の原因　赤痢の病原は世未だ確定の說なしと雖も比年流行の實蹟に由り之を考ふれば其病毒は有機生体にして患者の糞便中に含有し有機性の物體及汚穢なる物質の浸染土壤其他溝池、塵溷、水等の如き滋汚の場所に於て蕃殖瀰蔓し飲食物特に飲料水に伴ふて人體に浸入するもの、如し世に空氣傳染の說あるも信ずるに足らず而して病毒傳播の媒介を爲すものは即ち人體にして各人の交通に依りて之を各地に運搬するや疑を容れず又氣候の寒暖は流行の經過に關す即ち暖地に在ては概ね風土病の狀態を成し容易に消滅せず寒地は寒冬の季節に際すれば一時鳖伏するも倘其機能を持續し翌年春暖の候に至り再び萠芽し漸次流行を起すに至るや疑を容れざるものゝ如し然れども越年の病毒より直ちに多數の患者を發生するにあらず其病毒に感染したる新患者より排泄したる新鮮活潑なる病毒の爲め甲感乙染終に其勢を助長するに至るものとす換言すれば越年の病毒は勢力微弱なるが故に一回人體を通過するにあらざれば其猛勢を逞うすること能はず此病も免疫性を有し其の期限は數十年の長きものたるや疑なし此等の事實は他の傳染病毒に於ても其の類例に乏しからず而して傳播の原因を概括すれば左の五因に外ならず

第一因　赤痢の病症なるや其來る甚だ緩漫にして前驅下痢、假に病毒を含有すとも尚ほ其の間は勿論輕症のもの又或は末期重症に變するものに於ても初期に在ては患者自身も亦劇烈傳染力を有する赤痢病たるを知らず而して稀に悟るものあるも本病は古來より耳目に慣れたるものなるを以て痢病なり赤腹なりと唱へ恬として恐怖の念を起さず爲めに醫療に就かざるは勿論相當の手當をも爲すもの少なしとす、尤も曾て此病毒を蒙りたる家族等に在ては畏懼すべき病症たるを覺知し少しく其徴候あれば速に醫療を受くる者なきにあらざるも此等は概ね散度の流行に遭逢したる町村に於て見るを得るも新病地又は山間僻邑にては依然として舊体を變ずるとなし是れ一は醫師の缺乏に起因するものなりと雖も一般の同情未だ初期に於て速かに醫療を受くるの利を悟らず先づ灸を點し賣藥を服する等事ら手療治をなし消毒等のことは夢にも之を知らざるに因る偶々醫療を乞ふ者あるも初發輕症の間は醫師は其斷診に困惱し漸く進んで血便を認め始めて正式の届出をなし若し患者の死する時は腦加答兒、下痢、中暑、蛔蟲、老衰病等の病名を附して死亡届をなし此場合に當て田舍の習慣として多數の人民衆家に集合飲食するも死者の病名赤痢にあらざるを以て傳染病の取扱をなさず病毒附着の衣類を洗濯したる汚水を隨意に放流し加ふるに看護人は飲食の調理をなし不知不識の間に病毒を散亂せしむるは是れ第一因なり

第二因　豫防の要訣は隔離法の厲行にあり家屋の構造其他一家衛生上の景況なるも顧みず妄りに自宅療養を爲さしむるに於ては到底豫防消毒の完全を期する能はず其實況なる約言せば本病は他の傳染病に比して經過最も永く加ふるに重症患者に至ては晝夜數十回の上厠に氣根全く盡き終に身體の自由を失するに依り他の介抱を煩はすこと極めて多く毒便附着の汚物は山積し看病人も心身疲勞の爲

裁判所構内の留置場は監獄の一種なるとは監獄則に明記する處、而して之に留置すべきものは拘置監に拘禁したる刑事被告人、裁判審理の爲め呼出に應したるものを一時留置するものにて、法庭へ引率するまでの待合所と云ふべし、故に其の被告人は一旦監獄に於て受取りたるものならざるべからず、然れども往々現行準現行の犯人若くは拘引狀を以て、巡査が引致したる被告人を、一時留置するとあり、是等は便宜の爲め一時待合所の一隅を貸與するものなれば、之か戒護の責任は巡査にあるや論を俟たず、然るに現時の取扱は斯く事理の明白なるにも拘はらず、之等の者までも看守を以て戒護せしむべき有樣にして、現に愛知縣等の伺に對する指令あり、此指令に依る時は巡査より直に看守が被告人を収受する如き變例となれり、抑看守の職務は在監人（即ち監獄則第六條の規定に依り相當の法式を經て典獄が収受したる被告人）を戒護すへきものなるに、右の如きは監獄則の法式に依らず巡査より被告人を直に看守が受取る姿となりて、論理上不都合も亦甚しと云ふべし、而して又現行準現行の犯人若くは拘引狀を以て裁判所に引致したる被告人は、當然巡査の戒護に屬するや否と云ふに、此場合に於ける巡査の職務は、被告人を引致し檢事若くは豫審判事に交付せば足れり、故に交付する迄は巡査に於て當然戒護の任務あれども、之を交付したる以上は檢事又は豫審判事に於て相當の取締、即ち法廷取締巡査に戒護せしむるか、引致したる巡査に戒護せしむるかの手續を爲さざるべからず、決して看守の戒護すべきものにあらざるべし

◉身上票財産の取調に就て

（單に本人の財産のみならず）

身分帳中身上票財産の欄内は本囚か財産の有無、及其の惣高を記すべきものと解すべきも、犯人の戸主にあらざる以上は財産を所有するもの極めて稀なり、又犯人は比較上戸主にあらざるもの多きが故、財産欄内はいづれも無財産の有樣なり、元來財産の有無は出獄後生活の如何を推定する爲め取調ふべきものなれば、單に本人の財産のみならず、戸主即ち父兄等の財産額をも取調記入するは身上表調製の旨趣に適ひたるものと云ふべし、是等の事項は別に其筋の命令通牒等を俟たず、必要上欠くべからざるものなれは身上票調製の際に在ては注意あらんことを望む

◉裁判所構内の留置場に拘禁すべきものゝ戒護に就て

（看守は在監人の戒護に限る）

一、服膺すべき規則訓授は必ず厲行するの勇なかるべからず

一、囚人に對する言語動止號令一に明確的正なれ

一、如何なる場合と雖も囚人は自己の眼より離れしむ可からず

一、囚人に下渡すべき作業用器具は嚴密に監督せよ

一、交代の際は大小の事故悉く之を引繼けよ

◉身上票に對する警察署

（將來は精密の取調を得べし）

身上票を警察署に回送し取調を爲さしむるに往々精密

◉勘査規定は單行に達せられんことを

（管督廳に望む）

行狀勘査方法の一部たる行狀表は身分帳の上に於て改められたり、予輩は曾に行狀表のみの改正は恰も、片輪車の憾みあらしむ、監獄則及同施行細則の改正期の未確定なる今日に在ては、勘査規定丈は細則中より離して單行達とせられ行狀表をして片輪車の譏りを免かれしめられんことを切望す

◉看守坐右錄

（思出の節二つ三つ）

め萬事不始末勝となり特に看護の傍ら老人幼兒等の世話等もなし且飲食の調理等をも取扱ふものに至ては注意の周到を望むべからざるは勿論にして終に一家擧げて病魔に呻吟するの慘狀を見るに至るは免れざる數とす（下略）是れ第二囚の重なる者なり

●第三囚　避病院を建設して患者を離隔するは病毒の傳播を防ぐにあり之も病毒既に散蔓して一家數人枕を並べ各町村擧げて慘狀を呈するに至りては離隔の効能最早晩きに過するに拘らず此場合に臨みて寢猶避病院を建設するは恰も火の起るを見て始めて消防組を組織するに一般殆んど其効なきなり況んや此等病院は假設にして構造疎雜專任醫師及看護婦を置かざるもの食事の患家自炊に係るもの等あるに於ては何んぞ其効を收むる得んや町村避病院の景況概ね斯の如し之に依り自然人民忌避隱匿の情を釀す是れ第三囚なり

●第四囚　消毒の方法は町内周到を要するものなるに拘はらず當局者平素意を此に注がず患家に對する消毒は初期及終末の兩回に止まり蓋便は勿論衣類器物まで悉く患家の爲す儘に放擲す是れ第四囚なり

●第五囚　死体及穢物に近接したるものに近接するも當局者自ら之を忌避し妄りに恐怖の擧動をなし消毒の周到ならざる是れ第五囚なり

の調査を爲さずして返戻するものありて折角の調査も不充分にて再三照會するときは終には回答だも爲さざるとある趣は屢予輩の耳にする處なるか、夫れかあらぬか此程左の旨趣に依り一課へ通牒ありしと云ふ

監獄署より身上票を警察署に送付したるときは警察署は綿密の調査を爲し若し不明瞭の廉あるときは市町村役場へ回付し正確の取調を了して之に記入し監獄署へ返戻すべし又監獄署に於ては警察署の取調事項の爲め本人の本籍氏名年齡等に相違あるを發見したる時は身分帳の表紙其他契約諸帳簿を訂正すべし

◉看守反省錄（續き）

異山生

(41)囚人の犯則

囚人曰く余輩は好て犯則を爲さんとするものにあらず、然るに看守は囚人の犯則を取押ふるを以て手柄の如くせり、或は忍足にて房側に立ち、或は物陰に身を潛めて之を窺ひ、恰も猫が鼠を捕んとする樣の如し、是れ或点に於ては可なるべきも、打てはすねるは人の性なれば遇囚上穩當を缺くの嫌なきかと

犯則は監獄の規律を紊乱するもの一歩も之を仮借すべからず、然れども之を取押ゆるを以て本旨とせず、犯則なきに防止すること良看守の技能なり

(42)看守の隱語

囚人笑ひながら傍囚に語て曰く、看守は常に囚人が隱語を用ふることに留意し、少しく發音語調の異なるあれば忽ち之を質す、然れども看守相互間に於ても亦た隱語を用ふ、典獄と云ふときは拇指を出し、看守長と云ふときは胸部を撫つ、又た教誨師には水瓜と云ひ、醫師には竹と云ふの類なり、而かも看守には相當稱呼法のあるあり彼にして然り、何ぞ囚徒のみ責るの甚しきやと勿れ

(43)捜檢後の監房

看守が監房捜檢の際常置器具や書籍臥具等を取乱したる儘、跡形付をなさゞるものありとて囚人怒色面に顯して曰く、看守は夜具の疊方書籍の置方常置器具の整理方に付ては、常に八ヶ間敷はど小言するにも拘はらず、自身等之を散乱して顧みず、捜檢は素より精密を要すべしと雖も、其跡形付を爲さゞるは所爲甚だ無法なり、囚人をして整然たる秩序を保たしめんとならば看守先づ之を正しくすべしと

看守は躬行實踐囚人の模範となり又た指導者たるの覺悟あるを要す

(44)正か不正か

甲囚全囚間に問題を提起して曰く、看守か囚徒の坐法を乱し猥りに物品を受授し、素品を濫用し、器具を粗漏にし、製品を乱雜にする等を目撃しながら、態と見ぬ振して之を咎めず、又は靜肅を破るほど雜話し、官吏を批判し笑談するを聞きながら態と聞かぬ眞似して之を默過するものあり、吾々囚徒の爲には頗る利益、該看守の所爲正か不正か、全囚色を正しくして曰く吾々囚徒の身上より見は良看守とも、分つた御方とも、感心な人物とも賞揚すべしと雖も、監獄の全体より觀察するときは看守の職分を知らざるものと云ふべしと

看守は囚徒の戒護檢束を主掌するものなれば若し之を等閑に付せは案山子と何ぞ擇はん、看守たる者精勵一番職分を全ふせよ

(45)言葉は使ひ樣

片言隻句猶ほ能く人の惑を惹く、言語を發するもの最も注意せざる可らず、一日某囚同囚に謂て曰く、余は某看守と言語を交ふる毎に、未だ嘗て心服せしことなし、彼は常に輕蔑するか如く、誘發するか如く、敵意を含むか如き言語を發す、是れ余か彼看守と投合せざる所以にして、間々處罰せらるゝに至るも顧みさる次第なりと

囚徒か看守に對し反言抵抗することあるは多くは言語の使方如何に依る是れ最も注意を要する点

(46)囚徒の同情

看守両名囚徒戒護の傍、過日看守精勤証書を授與されたるは愛憎偏頗の所置なり云云と密談し居たるを、囚人之を聞き微笑しながら傍より發言して曰く、看守精勤証書と囚徒賞表とは共に善行を賞するものにて署ほ相似たり、而して囚徒は賞表の授與ある毎に苦情甚だ多し、看守諸君亦た其苦情あるか苦情は一なり此間の心情更囚徒なしと

人誰か不平なからん不滿足の裡には必ず不平存す、然れども之を言行に表現するは自ら其價直を隕すものたり、況んや囚人の耳朶に觸れしむるに於てをや

(47)作業の檢査

看守が自ら囚徒作業の科程を檢査せずして、各自に其作業高を届出しめ之を日科表に記入するものあり、果して信か、或る囚人仝囚に謂て曰く、余は久しく汝と隣坐す而して作業高も亦優劣なし、然るも看守か示す所の工錢高に依れば汝の工錢は余が工錢の額より多し何が故に然るか、乙囚曰く汝未だ之を知らざるが、看守が毎日科程を調査するには常に余等の言に任すり、甲囚曰く成程秘傳、請ふ之を他言する勿れ、故に余は實際の作業高に一割を加へ之を届たるが故なり、科程調査の精粗は忽ち囚人の得失に關す苟且にも之を粗畧にすること勿れ

海外通信

◉小河氏より警保局長へ通信

謹啓時下溽暑の候に御座候處尊台益々御清祥被爲在候由奉恭賀候次に私事不相換無事引續以御蔭万事好都合にて研究能在候間乍憚御省慮被成下度尚又此度は瑞西國に開設の刑事人類學會議へ出席之命を蒙り難有奉拜謝候乍不及此好機會に於て此新學問に就ても十分之研究相盡し度心得に御座候(中畧)

出獄人保護の義も同下焦眉の急務たるは勿論の次第に有之候得共佛國白耳義殊に當獨逸等に於ては今日に到るまて調査致したる結果に依れは何れも未た不完全なるを免かれさるもの丶如く規程の大なれは大なる程總て其成績良善ならす今は反つて世間より保護會社奬害を攻撃せらるゝの狀況に有之兎に角新たに此の事業を實行するの今日に於ては十分愼密なる研究を要する次第と思考仕候歸朝の上まてには尚ほ十分の審査を遂げ利奬の存する處詳細に復命可申上積りに有之若し御實行の御詮義にも御座候はゝ可成其規模を小にし且つ純然たる民間事業たらしむる樣切望の至りに候(以下畧す)

七月十三日　ボン府に於て　小河滋二郎

小野田局長殿侍史

尚々私義は瑞西刑事人類學會議の御用相濟み次第當分同國墺利亞幷南獨逸各地方の監獄事業を視察し十月初旬伯林に歸着の筈に御座候間御承知置奉願上候

飜譯

◉萬國監獄組織問答一班(前號の續き)

問　米國の此般の制度は如何

答　米國の報告は甚だ簡短にして別に司獄官制度に關して參考となすべきものあるを見す、其年齡の制限なく、政府の法律により任ぜらるゝものなるを知るのみ、書記看守等は典獄之を任命して、其俸給の如きは、司獄官會議に於て之を規定す、而退隱料の制なし、又看守學校の設けなし

典獄は月俸四百六十二圓五十錢　副典獄は同三百十四圓五十錢　書記兼事務員は同二百七十七圓五十錢　會計吏は同二百十二圓七十五錢　會計補同二百十二圓七十五錢　監獄醫同三百二十三圓七十五錢　藥劑師兼副醫百三十八圓七十五錢　教誨師同百八十五圓　分房訪問教誨師同九十二圓五十錢　看守長同二百七十七圓五十錢　監門主二百三圓五十錢　監門補百八十五圓　囚徒押送主ム東百四十八圓　被服洗濯主人東百四十八圓　囚徒衣物主人東二百十二圓七十五錢　司獄官食物主人東二百三十一圓二十五錢　品物監督東百五十七圓二十五錢　女監取締長百二十圓二十五錢　小門開閉東二百三十一圓二十五錢　夜間看守百六十六圓五十錢　看守百二十圓二十五錢　巡察長百六十六圓五十錢　器械係二百十二圓七十五錢　授業長百九十二圓四十錢なり　而典獄は官舍及食料を給せらる、其他の上等官は監内に住居して、一ヶ月七圓四十錢の官宅料を給せらる、尚其他衣地を給するのみならず一ヶ月食料として各々九圓二十五錢を給せらるゝなり、

問　伊太利の司獄官々別は如何

答　伊太利の上等司獄官は、三箇の階級に分たん、即ち第一典獄副典獄第二書記、監督員、會計第三寫字生にして、其他のものは少くも六ヶ月間見習をなさしめて、後本官に任命す、而して是等の官吏は、大概海陸軍の下士等より採用せられ、二十五年以上勤務せし者は、七百圓迄の俸給を受くるもあり可く、看守は元と軍人たりしもの、中普通讀書をなし得るものにして、二十四歳より四十歳迄の品行方正にして壯健なるものに志願をなさしめて、採用す、其俸給左の如し

典獄千二百二十五圓乃至千四百圓　監督八百七十五圓乃至千五十圓　會計八百七十五圓　書記二百八十圓乃至四百二十圓　醫師七十圓乃至六百三十圓　僧侶七十圓乃至六百三十圓　寫字生　看守長四百五十五圓乃至五百二十五圓　副看守長三百八十五圓乃至四百二十圓　看守見習中二百八十圓　本官任命後は三百十五圓より三百五十圓に至る　女監取締百二十六圓

以上の官吏は、總て官舍に居住し、點燈料、薪炭料は政府より之を支給す、

問　和蘭の制度は如何

答　和蘭に於ては、官吏の募集に格別の規則なく、監獄長は、司法大臣の上申により陛下より任命す、其他の官吏は司法大臣直ちに之を任用す、看守は監獄の事務に通曉せるもの、又は舊兵士中より撰擧す、別に看守學校の設置なきも、看守の候補者は、一年間見習を命ぜらる、其俸給は左の如し

典獄六百八十四圓　副典獄四百五十六圓　書記三百四圓　書記生百九十

圓軍醫百五十二圓調藥師七十六圓教師五百三十二圓副教師三百八十圓カトリック宗僧侶百五十二圓新教の僧侶七十六圓看守長二百圓六十六圓看守二百二十八圓門衛看守二百四十七圓女監取締百九十圓

以上は皆官舍に居住す、

授業師三百四圓

問　匈牙利は如何に司獄官を遇するや

答　匈牙利の監獄は、司法省の監督に屬し、司法大臣は千八百八十三年の法律により、司獄官を採用し、以て之を公布す、看守學校の設けなきも、大概品行方正なる兵士より採用し、毎日曜日には典獄の面前に於て看守の報告會を開く、其俸給は實に左の如し、

典獄四百十八圓乃至七百六十圓　監督三百四圓乃至四百五十六圓　會計書記全上　醫師三百四圓乃至四百九十四圓　囚徒學校長百九十圓乃至二百六十六圓　ローマンカトリック宗の僧侶三百四圓乃至三百八十圓　クレック、オルリドックス僧三百四圓乃至三百八十圓　カリバニスト僧全上　ユニテリアン僧百九十圓　イスライリット僧七十六圓

看守長百九十圓乃至二百六十六圓　一等看守百十四圓　二等看守九十五圓　女監取締百十四圓乃至百五十二圓

問　瑞西は如何

答　瑞西に於ける監獄總長は、候補者を設け、其中より撰任ぜられ、主として軍人より採用ぜらる、看守は三ヶ年勤續後、典獄に於て適當のものと認定ぜしときは、監獄總長の許可を得て本官に任用するを得、又典獄は一般司獄官を懲罰するの權を有す副典獄は只典獄を補佐するのみ、理事は購求物品計算のみを司り、會計は理事の監督を受け工業の監督をなす、看守學校は各監獄に組織ぜらるゝも其教習は各生徒の望に應じ、各種のものを教授し、看守なり以て囚徒の教師に充つ其俸給は左の如し

典獄二千二百五十圓　副典獄千二百五十圓乃至千五百圓　理事七百五十圓乃至千二百二十五圓　醫師八百五十圓　一等教師八百圓　二等教師七百圓　教誨師八百圓乃至千五十圓　聖物房看守百圓　看守長五百圓乃至六百圓　一等看守四百圓乃至五百圓　二等看守三百五十圓乃至四百二十五圓　工業理事手二百圓　女監取締二百五十圓乃至三百二十五圓

以上の司獄官は總て官舍に居住し政府より薪炭燈火料を支給ぜらる

問　濠土利亞の司獄官は如何

答　濠土利亞の報告は就に簡短なるものにて、司獄官は政府の官吏と同じく、政府の利益を計るにありとのことにして、看守學校の如きも亦其設けなしと云ふ其俸給は

典獄千二十六圓乃至千百七十八圓　副典獄六百八圓乃至六百八十四圓

以上は官舍に居住し薪炭を官給ぜらる

監督四百九十四圓乃至五百三十二圓

但官舍に居住し薪炭を官給ぜらる

物品官吏全上　副物品官吏三百四十二圓乃至四百九十四圓　看守長全上　醫務長七百六十圓乃至九百十二圓　醫師二百六十六圓　看護婦百十四圓　カトリック宗僧侶四百九十四圓乃至五百三十二圓　看守千三百八十七圓乃至二百十二圓八十錢

問　丁抹の報告如何

答　監獄長は、警察署長若しくは地方裁判所長之を兼務するが故に其俸給を受けず、丁抹に於ては監獄長なる以て名譽の職務となし最上の權を有す、而して監獄長は司法大臣により任命ぜられ、監獄の建築維持等に對する事項に付きては政府に向て發言の權を有す、監察官は典獄に次ぎ政府より俸給を受く、警察等を巡閲するの權を有す、教誨師は又法律に從ひ任命ぜらる、一役員にして退隱料を受くるの權を有し、日曜日には教誨堂に於て說教をなし、又分房を巡教す、副監察官、持簿掛、會計、學校長、醫師等は典獄に於て之を任命し、副獄察は其勤務監督と同じく、會計は金庫を支配し總ての經濟を監督す、看守學校の設置なしと雖ども囚徒に教授する處の學校長は大學卒業生より採用し、其副學校長は小學校長の資格あるものなるを要す、看守長は農業に通じ又實際上の學識ある者を用ゐ、醫師にして監獄官舍に居住せず私に開業する者は二日毎に出勤す、門業師は職業教育を受けたるものより典獄之れが任命をなす、看守は監察官之れが任免をなす、工業に通ぜる看守は、四人の工業又は監獄建築の一部に用ひ、其他の看守は總べて農業の監督をなさしむ、看守は總べて專門の職業を卒へしものより採用するが故に別に看守學校の設けなし、而して無要看守は、監房の傍に居住せしめ、有要看守は監獄の近隣に居住せしめ、可及的監獄の近傍に監獄官の親族等を集め、殖民せしむる政策を取れり、看守には毎日十二時頃一時半許りの間、自家一身の業務をなすを許す、其間他の看守をして囚徒を監守せしむ、

監獄官の月俸は

典獄無給　監督官千四百圓乃至二千圓　持簿掛千二百圓乃至千五百圓　會計掛千二百圓乃至千五百圓　副監督千五百圓乃至千六百五十圓　賄長六百圓乃至七百五十圓　瓦斯掛長六百圓乃至七百五十圓　馬丁二百十圓乃至二百二十五圓　運送掛六十八圓　小使百五十六圓　暖爐掛三百圓　炊事小使五十六圓　瓦斯掛小使二百五十圓　醫師七百五十圓　病院長三百九十圓乃至四百五十圓　看護人百九十六圓　學校長九百圓乃至千二百圓

以上の官吏は官舍に居住して薪炭料の官給を受く、

學校監督三百三十圓乃至三百九十圓　教誨師千二百圓乃至千五百五十圓　教誨堂掛學校長之を兼務す　看守長六百五十圓乃至九百圓　看守副長四百二十圓乃至四百八十圓　門衛看守三百三十圓乃至三百九十圓日勤看守三百三十圓乃至三百九十圓　夜勤看守全上　看守三百三十圓乃至四百六十圓　工場外部巡視看守二百八十圓　器械場外部巡視看守二百五十圓　瓦斯監督看守百二十五圓　工場長六十圓乃至九十圓　女監取締百圓

問　諸國に於ける司獄官の組織如何

答　諸國に於ては、別に司獄官採用規則の存するなきも、丁抹と全しく、種々の職業を卒へしものを採用す、典獄の監督官に補佐ぜらるゝと、又丁抹に異なるなく看守學校の設けなし、其俸給は

典獄八百十二圓　監督官千百七十六圓乃至千二百七十四圓　女監監督官五百八十八圓乃至六百六十五圓　理事兼會計八百八十二圓乃至九百八十圓　副理事五百二十八圓乃至六百六十五圓　賄掛七百五圓　二十五錢乃至七百八十四圓　器械掛全上　職工掛全上　暖爐番三百五十圓乃至五百四十九圓五十錢　給事四百九十圓乃至五百四十九圓五十錢　門番全上　醫師五百八十八圓　女教師五百八十八圓乃至六百八

十二圓五十錢　教諭師千八百四十八圓　聖物房看守百二十圓五十錢　オルガン師二百三十五圓九十錢　看守長五百八十八圓乃至六百六十五圓　看守四百九十圓乃至五百四十九圓五十錢　夜間看守二百四十五圓　工業監督八百七十五圓乃至九百八十圓　副工業監督七百七圓乃至七百八十四圓　女監取締長二百七十三圓乃至三百十五圓

問　西班牙の司獄官組織は如何

答　西班牙の司獄官は、千八百八十五年六月廿三日の勅令により、行政部に典獄及理事官より組織され、典獄は總事務の監督をなし、理事は所謂行政を司るものにして監獄會議委員中より撰用せらる監督部の官吏は、三部に分類組織せられしが千八百八十九年の勅令により、司獄官の階級は改正せられ、監督部の役員は、典獄、副典獄、理事官、書記、書記生、見習生に分たれ、一般司獄官は二年以上理論及實際につき教育されしものを用う、勤續年數により典獄となるを得べく、監督部の役員となるには六ヶ月以上見習を要することとなり、總へて試驗により採用するとなれり、其俸給は

典獄千二百二十五圓　理事官八百七十五圓　副理事五百二十五圓　醫師五百二十五圓　教官七百圓　教諭師三百五十圓　看守長七百圓　看守三百九十二圓　寫眞掛千五十圓

問　藏格蘭の制度は如何

答　司獄官は志願候補者につき採用し、看守は任命後六ヶ月間監獄に於て教育し其教習中學課の看守に不適當なるを認めしときは之を免職す、極めて單純なる制度にして、其俸給は

典獄四千三百七十五圓乃至五千二百五十圓　但官舍及醫藥料を官給す　副典獄千七百五十圓乃至二千六百二十五圓　女監取締長千百三十七圓五十錢乃至千四百八十七圓五十錢　但官舍醫藥薪炭点燈料を官給す　醫師二千六百二十五圓乃至三千五百圓　病監附看守　病者一人につき四十三圓七十五錢割合にて月俸支給　教師七百圓乃至千九十三圓七十五錢　助教四百八十一圓二十五錢乃至六百十二圓五十錢　教師及助教には藥代薪炭服料を支給す　プロスプテリヤン宗僧侶千七百五十圓乃至二千六百二十五圓　ローコンカトリック宗教家分房訪問者八百七十五圓　分房訪問教師二百六十二圓五十錢　但官舍診察料醫藥代官給　看守長八百三十一圓二十五錢　乃至千三百十二圓五十錢一等看守七百四圓乃至七百八十七圓五十錢　二等看守五百二十五圓乃至六百十二圓五十錢　但醫藥診察料制服を官給し長靴代一年八圓七十五錢　一等女監取締五百二十五圓　乃至六百十二圓五十錢　二等女監取締四百二十八圓七十五錢　乃至四百八十一圓二十五錢　但官舍居住燈火料醫藥制服を官給す靴代一年八圓七十五錢



質疑應答

◉質疑

◉第八十四號　山口縣　芳　嵐　生

四人の領置貨物中に債權證書あり、然るに該囚は刑期中逃走し其日より滿一ヶ年を經過するも之れを受くべき者なきときは、監獄署は該証書を以て其債務者に對し請求權を有するや否

◉第八十五號　研　究　生

再三重禁錮の刑を受けたる未丁年囚にして、年令を詐り懲治三年の處分を受け入監したるものあり、是等のものに對しては如何なる方法を以て待遇すべきや

◉第八十六號　崎　陽　客　人

刑事被告人傳遞押送中、差入を爲さんと請ふものあるときは之を許すべきものなるか

◉第八十七號　獄　勞　山　人

工場に於て犯數罪實に依り囚徒の區劃を爲さずして、單に重輕罪の囚徒のみ區劃するは如何なる必要なるか

◉第八十八號　仝　人

炊夫掃除夫等、大祭日の休役日に於て、其の意に反し役務を強制し得るか

◉應答

◉第四十七號獄吉生君の答案に就て　山口縣　芳　嵐　生

謹きに無法道人氏の質疑せられたる問題は無論強盜（或護者の責任は別に之れを言はず）を以て論ず可きものにして格別疑團の存する好問題とも思はざりしに意外にも君は之れに對し窃盜罪なりと斷定し滔々として其理由を縷述せられたりと雖も之れを要するに幼者は身体精神不完全なれば之れに對する暴行脅迫は其効力なく此一点に付ては不能犯たり從て強盜罪は成立せずと云ふにあり余は無學淺才殊に法理に暗き者今や高説を讀て五里霧中に迷ふ依て茲に簡單に疑義の存する点を辨述し博識なる君の叱教を請はんとす

抑も強盜罪は刑法第三百七十八條に規定せるが如く暴行脅迫を手段として他人の有形動産を強取する所爲なり故に本問は全然此條件を具備する以上は強盜罪を以て論ず可きものたるや瞭然たり

然るに論者は說を爲して曰く幼者は身体精神不完全にして拘束すべき身体なく拘束す可き精神なければ之れに加へたる暴行脅迫は其効力なしと云ふと雖も之れ理論に偏したる誤謬の議論なりとす成程幼者は智育發達せざるが爲め精神の不完全たるは言を俟たず故に之れに對し脅迫を爲すと雖も或は其効なからん併ながら身体は出生と共に能力者の如く完全するものにして只缺陷の大小力量の強弱あるのみ已に幼者と雖も完全なる身躰を有する以上は之れに對し暴行を加へ得さるにあらず只躰力の大小強弱は犯人が加へんとする暴行に難易あるべしと雖も此難易は毫も犯罪の成否に影響を及ぼすべきものにあらず若し是れに

して關係するものなりとせば法律は老幼男女力量の強弱等によりて悉く犯罪の成否を區別せざる可からざるに至らん豈如此理あらんや固是親是本間に於て小兒は衣類を剝奪せられんとする際之れを拒みしに不拘因人は是れを捉へて暴力以て其有形の自由を拘束し取財の目的を達したるものなれば之れぞ暴行強取と言はずして又何ぞ已に暴行を手段として財物を強取したる以上は脅迫の効力は其有無を問ふを要せずして強盜罪成立すべし豈んや犯罪は其主眼たる犯人が辨別力を有して犯成立に支障を與ふるものにして客躰たる被害者が辨別力の有無は毫も其要する總ての條件を具備する以上は早に被害者の幼者を理由として之れに對し強盜罪成立せずと斷定することを得ざるなり君が犯罪の成否を論ずるに當り被害者の如何に依りて影響あるが如く斷定せられたる以上の理由により余は實說に首肯する能はざる者なり獄苦生君以て如何となす

◉第七十七號園惆生君に答ふ

火州居士

刑事被告人より三食に代ゆる爲め牛乳并に鷄卵の購求又は其差入を訴願するときは當然許可すへきものとす但一食牛乳一合五夕鷄卵三個にて可ならん

◉仝

長野縣　松丘生

未決中被告人を拘禁するの目的は証據の湮滅又は逃亡を防ぐの爲めにして單に其一身を確正に保管するにあり其保管の方法たる一に犯罪の嫌疑ありとして拘禁する者にて果して其犯罪人なるや否やは裁判の終局を告ぐるに非ざれば知る能はず然らば無罪純白なりて待つの主義に據らざるを得ず去れば食物の如き已決囚と等しく強て粗食を給するの旨に適したる者なりと謂ふべし蓋し食物の自辨購求又は差入を許すは即ち拘禁の目的を害せずして多少自由を與ふる者なり然りと雖も購求差入品等に制限を設けず飲食物なれば如何なる贅食物なるも許可するときは豈正なる紀律嚴密なる衛生の目的は終に一も之を貫徹する能はず結果監獄をして不紀律なる飽食暖衣の安息所たるの觀あらしむるに至る然れども獨り牛乳鷄卵の如きは健康を支持する上に於て必要の慈養物なり且つ被告人の如き多少の運動をなすにもせよ充分に休職をなし働せず爽凉なる監房に閉居する者なれば從て食物の消化悪しきときは理なり故に從來用ひし者は勿論入監日を經て願出づる者なりとも別に禁止の明文なき以上は當然許可して可ならん將た其分量に至ては年令体格其他個人的の關係を省察し適宜其量を定め許可すべき者なりと思考す

◉第七十九號世界愛民君に答ふ

長野縣　松丘生

本問の塲合は禮を行ふと行はざるとは被告人の任意たるべきものにして干渉するに暨はざる者とす素と被告人は訟廷に於て辯護の自由を有しつゝあるに若し號令其他の方法を以て拘束するに於ては勢ひ被告人の精神を毀ひ爲めに精神の自由を得ず心靜かなるを得ざるが故に終に事實を陳述するを能はざるなり若し仮に禮を行はざれば紀律を害する者とせば強制せざる可からずと雖も是れが爲め紀律を害する等の事あるを見ず紀律を害せざる限りは可成彼等に自由を與へ自由にして權利の防禦をなさしめざる可からず蓋し刑の確定せざる間は被告人を犯罪人視せざるは司法上の原則なるに非すや余は被告人の任意たる可き者なりとす

◉仝

火州居士

刑事被告人出廷し當該官に對し看守に於て禮を行はしむべきものにあらず如何となれば在監中と異なれはなり

◉第八十號一竿生君に答ふ

火州居士

領置貨物は滿一ヶ年經過後（官沒前と雖ども）該親族より受取方出願するも許可すべきものにあらず居士は乙說の不可にして甲說の至當なるを是認するものにて即ち滿一ヶ年經過すれば直に官沒の手續をなすべきものなるに其之を爲さゝるは當局者の懈怠なればなり

寄書

◉再び質疑應答博士君の駁撃に答ふ

在大阪　洋々散士

散士曾て博士の批評に答へし處、流石博士の名に背かず、博學多才の議を以て、本誌第九十九號質疑應答欄に於て、更に洋々散士に示すと題し、威氣揚々として駁撃を試みられたり、散士は實に博士の勇氣凜々旗鼓堂々たるに感ぜずんばあらず、依て更に再駁の勞を辞さらんと欲す、然れども爰に再駁するに先ち一言博士に忠告す可き事あり、并は他にあらず、凡議論は何事に限らず心に激して憤怒措く能はざるの時に當て立論せば、其語氣や自然誹毀譏謗に流れ加之ならず論旨正鵠を失ふに至る、依て虚心平氣の時に於てせざる可からず、散士は博士の起草したる此の一文を見るに轍頭轍尾罵詈譏謗を以て充たされたり、然れども敢て此の罵詈譏謗の言語あるが爲め、直に滿面怒氣を催ふすの散士にあらず、何となれば本論上は我監獄界に熱心なる司獄官吏の獄事を研究する處にして、常に和氣藹々千紫萬紅の園圃なればなり、唯惜むらくは博士の文章之が爲め却て正鵠を失するに至るを、請ふ試に之を論ぜん

第一、散士は本誌第九十三號に於て、教誨師と雖ども懲罰會議に列席せしむるの以上は、其の懲罰に就き充分の意見を陳述し且つ其の罰の輕重に容喙するを得るは勿論なり、然れども其の決を採るに當り會長たる典獄が之を左右し且つ其の會長たる典獄が罰の輕重を定めたる以上は、教誨師は勿論他の看守長又は監獄書記と雖ども、最早容喙す可きものにあらずと論ぜり、然るに博士は同第九十四號に於て曰く博士は消極的の見解を持するものにして教誨師が懲罰の輕重點にまで干渉するは、已に典獄の懲罰權に侵入し罰すべきものと斷定したる後の事なるが可く云々とあり、依て散士は全第九十五號に於て散士と雖ども典獄が罰の輕重を定めたる以上は最早容喙すべきものにあらざるを以て、散士と說の反對なるにあらず、其の論點を異にせりと云へり、然るに博士は全第九十九號に於て而かも圈點を付して典獄は已でに罰すべきものと判定以後のことゝ散士が曲解せりと云へり、嗚呼散士は爰に至て殆ど博士の論旨を解する能はず、何となれば博士は本誌第九十三號四十三頁下段八行及九行に於て、判然罰すべきものと斷定したる

、る後のことなる可く云云と明記せしにあらずや、然るを倘散士が曲解したるとは何たる語ぞや、他人の一撃を受けて直に讒を聽へすは君子の採らざる處なり博士何故に前說を主張せざるや、文壇に議論を上下するものは倒れて後に已まんのみ今や博士は前說を聽へし更に說を爲して曰く教諭師は自ら鬪す可きものと假定し、其の罰の輕重までも論難するに至りては、典獄の懲罰權を無視し自家の職權外に涉る故之に容喙するを得ず云云と改められたり、果して然りとせば典獄斷定前なるを以て散士が說と異なれども、奈何せん本文冗長に涉るの恐れありり且つ論旨一變せるを以て此の說に對しては更に別文を草して駁擊する處あらん

第二、散士が曾て四人とは、刑法又は其の他の特別法に依りて裁判確定したるものを云ふと論ぜり、然るに博士は本誌第九十四号を以て、判決確定したるものが四人ならば懲治人も矢張り刑法に依り裁判の宣告を受け、始めて、相當の處分を受くるものなるを以て、倘四人と斷定す可きや否や質問せられしを以て散士は之に對し、四人とは刑法其の他の特別法に依りて裁判確定したるものを云ふとは論ぜしも、刑法其他特別法に依りて判決確定したるものは盡く四人とは論ぜずと答へたり、依て倘散士が說を駁撃せんと欲せば、確定判決を經ざるものにて、四人のある場合を揭げざる可からざる旨を示せり、然るに博士は散士より誤解せられたりとの點に對しては何等の辨解をも試みざるのみならず、却て四人と云へる定義の非難として曰く、刑法又は其の他の特別法に依り裁判言渡を受け其の言渡確定したるものは四人なりと云へば（中略）現に自家の目前に於て刑法又は其の他の特別法に依りて裁判言渡確定したるものゝ中四人ならざるものあるにあらずや固より然り、散士は決して裁判確定したるものは盡く四人なりとは云はざるなり、果して此の散士が與へたる四人の定義不備不完なら說を攻撃せざるや、凡そ事物に定義を與ふるは最も困難なるものなりば何故博士は過不及の事なき完全無欠の定義を揭げ然る後に散士が故に今日法律に於て立法者の與へたる定義と雖ども學者之を非難すにあらずや、然れども博士の如く單に他人の定義を駁撃するのみにて自己の定義を揭げざるが如きものなし、何となれば定義は各個比較して初めて其の眞否を知るを得可ければなり、而して此の散士が與へたる四人の定義に就ては法學士猶介生と同意見なり學士は本誌第九十號三十八頁に於て刑事被告人と四人とを區別して曰く、四人たるや否やは判決の確定したる際を以て之が區別を爲す可きものにあり

第三、本質疑に對する散士の回答が簡單にして盡さゞる處ありとの非難なれども何故盡さゞる處ありとの非難なるや

第四、散士は監獄則上の書信は監獄則第三十三條に依り一ヶ月に一次差出さしむるが原則なり、故に處罰中と雖ども發信の禁止は却て例外なりと論ぜり、然るに博士は曰く現今慣例原則となり居ることにて彼二ヶ月以上に涉る屏禁の際に通信を許すは此の原則の例外なりと、嗚呼博士何ぞ誤解の甚しきや、法文に明に原則の規定あるに拘はらず、慣例を以て原則とするは何事ぞや、博士は散士に對し實際に就て着目せよとの忠告なれども、如何に實際に着目するも監獄則に明記あるものを措て當事者の爲す慣例を以て直に原則とするが如きは監獄則を誤解したるの甚しきものと云はざるを得ず、此の說に對しても法學士猶介生は本誌第九十二号三十三頁に於て曰く、書信の受授は一に典獄認定の權内に存するを以て、或は之を許さゞるありとするも是は書信其のものに就て下付發送を禁じたるまでにして一の懲罰として禁示したるものにあらず、大体書信の受授は之を許すを本則とすとあり

第五、官吏退職後機密漏洩の事につき斯の如き場合に現行法上無制裁なるは、立法上當を得ざるを以て現今司法省に於て改正しつゝある刑法草按に機密漏泄の制裁ありと論ぜり然るに、博士は散士に對し倉富法學士外二三名に就て聞きしに、斯の如き事柄を刑法に定むるが如きことは決してあらざる旨斷言せられたるよし、然れども是は一の水掛論にして、他日刑法草案の發布せられたる曉に至らざれば其の眞僞を知ること能はざれども散士が、其の筋の人より聞きし處に依れば刑法草案第二百五十一條に自己に利益又は他人をして利益を得せしむる爲め其の職務に關する秘事を漏泄したる者は三年以下の懲役及三百圓以下の罰金に處すと規定しある由眞僞は他日發布の後に譲らん

◉直立處分說に付て　道樂生

風霜烈日、葉落ち枝折るの時あれば、亦陽春開和、花咲き實結ぶの候あるとか、しく奸惡の相伴ふに事物自然の理にして、如何なるものゝ雖ともこの常理に戻ること能はざるなり、

扨に、前號本誌を見るに、川越森山晩翠なる君の直立處分云々の處論あり、拜讀稍や斬新なり、故に讀者諸君の一粲を博するものあるを覺ふ、然れども本論は、其一粲を博する丈其丈けの眞法なるやは生の固より豫斷する處にあらざるも、思ふに讀者は之れを採用せざるべきを信す、何となれば凡そ制裁のものたる、多くは苦痛を與ふる處の方法にあらずんば、實際に於て寸毫の奏効を收むること能はざるものなればなり、果し

て然らば、寸効をも之なき方法を採用するは、夥だ採用せざるの簡易なるに加かざるべし、

是に依て之を觀れば、君が高論たる直立處分の法なる、此の兇惡無頼なる囚者の犯則に對して、能く其非行を矯正するを得べきか否や、これを實際に徵するに、甚た疑はしく存するなり、其故如何と云ふに現に行ひつゝある減食處分すら、猶真實地に於ては、全然有効なると者は速了すべからず、況んや減食處分を受くるを以て、（處分中大概業に就けず房内に正坐せしむるにより）一時の骨止めなりと放言するに於てをや、生は斯の如き一事を以て、萬端を類推するの愚を爲さず、と雖ども、豈亦一願の儀なしとこにはんや、去れば、直立處方のものたる、先彼の小學兒童に對しては、多少の効用あるべきも、治獄の上に寸効なきこと冗言を待たず、君も亦真實際には然か信するものにはあらざるなきか、之を或監獄醫先生に聞くに、監獄に病死者の多きは、減食處分に原因するものなりと主張し、其材料として彼は死者百名の内、半ばは皆減食を受けたるものなりと付言せり、然れども果して、減食を以て死因と爲すには、少くとも病理研究上の成蹟に依るに非らずんば、容易に然りとは首肯するを能はざるなり、若し晩翠君たるもの亦監獄醫療の責任を負ふの人にはあらざるか、君にして監獄醫たらんか、減食處分を直立處分に改めんと論ずるも強ち無理の贅談なりとは云はず、何となれば世間遺殼の我田引水的論法を爲すを憚らざるもの、決して君獨りのみに止まらざればなり、然れども君靜思一番せよ、人のたやすく堪さる處の方法なるが故に、減食處分は實際に於て至大の効力あり、効力あるが儘に、治獄の安寧を維持し得る處のものなることを、若し何等の痛痒を與へざる直立の方法をして減食に代へんか、遂に制裁の効力を收むること能はざるや、必然

なり、苟も制裁の効力なくんば、治獄の安寧は、一日として保維すること能はざるは、鏡に照して之を視るより尚且明かなり、且人は生命ある物を減殺するの處分は、生と雖とも無類の眞法とは信するものに非らず多少の害あるにもせよ、それを取らざるべからず、蓋し減食處分の死因となるまでに適用すると否とは、宜しく當局者の一考を要する處ならん

夫自己の治衛手腕の滅滞なるを思はずして、單に病死の多き原因を減食に期し、而して身心に害なき直立處分に據りて、以て其淺學の責めを免れんとするに至ては、如何に聾劣なるかを評するの言葉なきなり、要するに君に斯の如き劣行賤思の人にあらざるべきなれば、地球大の印をの之なきにしもあらざるべければ、浮かとは贊同を表するあと能はざるなり、偶感の余りこの一文を草す、言常を失するに似たり、幸ひに諒讀せよ、

◉犯罪傳播の理由を論ず

在下野　世界愛民

新聞紙上に曰はく、讀直勉強家の聞えある一學生、或時惡友に誘はれ、吉原に遊興せしが緣となり、放蕩淫逸に流れ、通學もせず、酒色に溺れ居るな、國元の親父の耳に入り、父は大いに怒り、直に學資金の送金を中止したり、然るに、學生は、下宿料滯り、宿拂され、居食に困却し、進退、是窮まりたる處、不圖惡意を起し、元下宿屋に居る明友の金三圓を窃取したる事、發覺し、入監したり、然るに、同房に媛師ありて、之と懇意になり、出獄後、共謀して、犯罪する事の約束を爲し置き、媛師は、學生より一週間程前に、放免したるを、幸にして、自分も後より、出獄したり、代價三百圓程の品を窃取したる事、發覺し、再犯により、長き重禁錮に處せられたるも、實に此の學生に、元笈を貸ひて、故郷出立の際は、「男兒立志出三鄉關」、學若無成死不還」の、堅忍不拔の精神を以て、上京し、修學して、國益を謀らんとせし者が、不圖惡意を起し、國害身亡の犯罪人となり、入監したるも、改過遷善せず、却りて、重き罪を、再犯するとは、實に監獄の効力顯れざるなり、其の他、監獄に於て、友を作り、出獄後共謀して、再犯する者數多あり、是等を見て、世人日はく、監獄は、改惡遷善の所に非ず、却りて、惡人養成學校なりと、評するも、俗人の目より見れば、強ち無理にも非ざる可し、實に吾人等、監獄に職を奉する者に在りては、是等を聞くと、殘念にて、日夜忘るゝ能はざる所なり、故に是等の犯罪傳播する理由を研究し、豫防策を施すは、吾人會員等の義務なり、然らば、先、何所に於て、傳播せしやと考ふるに、監獄に於ては、罪實により、監房を別異し、且、緘默法にて、一日聞くも、犯則にて、獄罰を受くる故、傳播する理由なきが如しと雖とも、實際左に非ずして、傳播するなり、先、畫就役中に、囚人を看守の眼中に入れざる故、多く監房にありて、傳播する者と考ふ、又、主刑執行中の同房者は、罪實同しきも、其の中に、雜種の犯罪人あり、且は同罪實人なる故、同氣相合して、却りて、共謀するに、好都合の者もあらん、是等を豫防するは、捨束看守の活眼にある故、若、傳播せし事あらば、捨束看守の職責なりと雖とも、地方の監獄に於て、傳播するは、強ち捨束看守の不行届になり、出獄後、共謀して、犯罪する事の約束を爲し置き、媛師は、學生より一週間程前に、放免したるを、幸にして、自分も後より、出獄したり、代價三百圓程の品を窃取したる事、發覺し、再犯により、長き重禁錮に處せられたるも、實に此の學生に、元笈を貸ひて、故郷出立の際は、「男兒立志出三鄉關」、學若無成死不還」の、堅忍不拔の精神を以て、上京し、修學して、國益を謀らんとせし者が、不圖惡意を起し、國害身亡の犯罪人となり、入監したるも、改過遷善せず、却りて、重き罪を、再犯するとは、實に監獄の効力顯れざるなり、其の他、監獄に於て、友を作り、出獄後共謀して、再犯する者數多あり、是等を見て、世人日はく、監獄は、改惡遷善の所に非ず、却りて、惡人養成學校なりと、評するも、俗人の目より見れば、強ち無理にも非ざる可し、實に吾人等、監獄に職を奉する者に在りては、是等を聞くと、殘念にて、日夜忘るゝ能はざる所なり、故に是等の犯罪傳播する理由を研究し、豫防策を施すは、吾人會員等の義務なり、然らば、先、何所に於て、傳播せしやと考ふるに、監獄に於ては、罪實により、監房を別異し、且、緘默法にて、一日聞くも、犯則にて、獄罰を受くる故、傳播する理由なきが如しと雖とも、實際左に非ずして、傳播するなり、先、畫就役中に、囚人を看守の眼中に入れざる故、多く監房にありて、傳播する者と考ふ、又、主刑執行中の同房者は、罪實同しきも、其の中に、雜種の犯罪人あり、且は同罪實人なる故、同氣相合して、却りて、共謀するに、好都合の者もあらん、是等を豫防するは、捨束看守の活眼にある故、若、傳播せし事あらば、捨束看守の職責なりと雖とも、地方の監獄に於て、傳播するは、強ち捨束看守の不行届

なり、苟も制裁の効力なくんば、治獄の安寧は、一日として保維すること能はざるは、鏡に照して之を視るより尚且明かなり、且人は生命ある物を減殺するの處分は、生と雖とも無類の眞法とは信するものに非らず多少の害あるにもせよ、それを取らざるべからず、蓋し減食處分の死因となるまでに適用すると否とは、宜しく當局者の一考を要する處ならん

夫自己の治衛手腕の滅滞なるを思はずして、單に病死の多き原因を減食に期し、而して身心に害なき直立處分に據りて、以て其淺學の責めを免れんとするに至ては、如何に聾劣なるかを評するの言葉なきなり、要するに君に斯の如き劣行賤思の人にあらざるべきなれば、地球大の印をの之なきにしもあらざるべければ、浮かとは贊同を表するあと能はざるなり、偶感の余りこの一文を草す、言常を失するに似たり、幸ひに諒讀せよ、

◉犯罪傳播の理由を論ず

在下野　世界愛民

新聞紙上に曰はく、讀直勉強家の聞えある一學生、或時惡友に誘はれ、吉原に遊興せしが緣となり、放蕩淫逸に流れ、通學もせず、酒色に溺れ居るな、國元の親父の耳に入り、父は大いに怒り、直に學資金の送金を中止したり、然るに、學生は、下宿料滯り、宿拂され、居食に困却し、進退、是窮まりたる處、不圖惡意を起し、元下宿屋に居る明友の金三圓を窃取したる事、發覺し、入監したり、然るに、同房に媛師ありて、之と懇意のみに非ず、其の看守配置勤務の、不完全に依る事ある可し、說を聞くに、或所に於ては、工場受持等の、日勤看守は、每日六十人も出勤し、夜間になりては、十六人位の所あり、故に工場にありては、一口も聞くと能はずと雖とも、監房にありては、工場受持の如き、捨束法に非ず、四人に目を離るゝとある故、一方に行くと、一方が喧をなし、飯上の蠅を追ふが如し、恰も、工場にありては、處女の如く、監房にありては、脫兎の如き狀況なり、故に四人は、小音にて喧なるし、犯罪傳播し、且、犯則者多し、即、放免者に、傳言を依托し、或は出獄後の相談を爲し、或は官吏の惡口を聞き、犯則を免れんとも計謀する等、弊害百出なり、故に是等を豫防するは、晝夜勤とも、同人員位、捨束看守を置き、四人を目前にて、寸時も、目を離すとなく、捨束するにあり、又、夜中非常事變ありたるときは、千人以上の四人に對する、十六人位の看守にては、如何ともすると能はず、例令非常召集規則ありて、召集しても、一時間經たされば、看守出署すると能はず、實に危險の次第なり、是等は全く、晝役業等の捨束に、重きを置き、即、小事に注意して、大事を忘却したる者と、云はざるを得ん、故に一房二十人位居る小監房にては、一房一人宛の捨束看守を置く事も能はざれば、實めては、兩翼四監房に、一人宛の看守を置き、起臥就役無役中に係らず、四人の目前に居りて、捨束すれば、雜居房と雖とも、分房の如く、檢束充分にして、右等の弊害を豫防するとを得へし、聊、意見を述べて、會員諸氏の、御明教を仰ぐ

◉工場擔當の看守は宜しく其適任者を撰擇すべし

在東京　鐵心狂士

狂士は、職を某監獄署に奉ぜり、當時警守課勤務として、直接囚徒を戒護監督することゝはなりぬ、他府縣は知らざれども、某監獄神奈川縣監獄、東京集治監の如きは、廐、竹、七寶、陶瓷工場等の如きは、概して、囚徒に教育あるもの多數にして、官金費消、受寄物費消、官文書僞造、變造、官吏侮辱、恐嚇、詐欺取財、家宅侵入罪等の大半を占む、而して彼等囚徒を看るに、高等官たりしものあり、紳商たりしものあり、壯士たりしものあり、學識才幹、優に戒護官吏等が一層上に卓絶せしもの數にしてせず、故に此等工場擔當の看守諸君は、一言一行、殊に愼重せざるべからざるは勿論、擧動は、常に著實嚴正ならざるべからず、何を以てか之を云ふや、彼等は他の强盜、强姦、誘拐、其他破廉恥無殘の罪實の如き、概して無教育者多き工場を擔當し、戒護監督するが如き考量を以て、之に接するは大なる謬見なり、無教育者にありては、時に激烈なる叱責を爲すも、劍鞘を以て頭上を毆打するとあるも、却りて戒護上利益ありて有害なしと雖も、有教育者等の囚徒に在りては、全然之に反して、大に警戒留意せざるべからざるものあり、故を以て竹、廐、七寶、陶瓷等の工場を擔當するの看守者は、宜しく看守中適任者を撰擇して、擔任せしめざるべからず、若し然らずして、看守者其人を得ざらん乎、監獄の紀律上威嚴上、非常の失墜を招くに至り、監獄改良の大主眼を誤まるに至らん、借問す、某監獄の如きは、果して此處に留意着眼せるや否や、看守者中、稍や高尙の教育を受け、人材らしきものが、却て廐、瓦、藁工等の如き、無教育者多き工場を擔任し、普通の學識すら、不充分なる子子的人物をして、監獄中、戒護監督上、殊に至難なる廐、竹、七寶、陶瓷等の工場を擔當せしむるが如き事實あるに至りては、狂士は監獄改良上、大に其不可なる鳴らさゞるべからず、偶ま感ずる所ありて一言す、當局者諸君よ、狂士が說に誤りあらば之を質せ、狂士は謹んで垂教の賜を俟たん、

◉切齒扼腕縣下本誌購讀者に訴ふ

Kenji, Yamamura 迂夫

迂夫は東北の一寒生なり、才なく智なく、又學識なし、生れて二十有余年未だ異鄉の土を踏まず、隨て目擊耳聽する處極めて稀なり、特に身貧にして書を購求するの餘裕なし、所謂井中の蛙とは蓋し迂夫の如きもの歟、報、附錄の八門に別てり之れを一讀するや論辨奇變、論旨精確、才技自在、甲駁乙解、丙論丁殺、長を取り短を補ひ、信に智識の練磨園たり、才學の寶庫たり、愈讀で愈快、其稗益する處又愈大なり、於此續讀せんとするの念勃々として止まざるなり、因て漸く冗費を省き、大的七金を投じて會員の一人となる、每號記する處、或は看守の善行及昇身を表彰して他の模範となし、或は懲罰を掲げて他を戒め、或は異邦の巧を談じて吾邦の拙を嘆し、舊時の野蠻を擧けて今日の進歩を喜び、時に法律を講じ、時に規則を演じ、殆んど餘す處なし、迂夫に喜て朝には手にし、夕には枕とし、愛讀すること極なし、恰ながら意中の處齟に會して積年の望を達せしに異らざるべし、と想像せらる、而して縣下此誌を購讀する者豈に獨り迂夫のみならんや、而して其名の顯はるゝもの寥々として晨天の星より尚稀なり、誌の著する每に、多くの出題者及解答者、或は投書者に會するも我縣下の友に會せずと未だ一二に過ぎず、何ぞ無勇氣の甚しきや、諸士は郵稅を吝むか、將た解する能はざるか、投書を惜まるゝ能はざるか、否々迂夫は縣下購讀者の博識多才なるを信ず、迂夫は購讀者の勇氣あるを信ず、迂夫は投稿者のなきは郵稅を吝むにあらずして沒し練磨園に遊ぶなを見て、羨望の念起らざるは如何、抑も我縣は東北唯一の大市なり、又日本三景は我縣に其一を占む、之れを松島と云ふ、其他學校の盛大なる、東都を措て他にあらざるなり、夫れ然り、而して此大市を保持すべき、重大の責任を有する、本誌の購讀者諸士にして敢て他の美擧に感動せず、他より怯懦と指されんか、之れ迂夫が滿腔の喜の一變して悲となる所謂なり、購讀者諸士よ諸士は昇身の速ならざるを以て自棄心を起すと勿れ、諸士よ諸士考一番して又再考せよ、內に萬金を貯ふも人之れを知らざれば以て資產家の名を附せず、否附する能はざるなり、人才も亦然り、嗚呼去るべし去るべし、自棄の念、涵養すべしを包むは男子にあらざるなり、出でよ諸士、來れよ諸士、貿易場裡に、練磨園に、互に手を取り目的を達して俱に樂まん

◉看守の職務に付て

在川越　雲　実　生

看守は囚人の嚴父なり、慈母なり、何を以て然りと言ふや、看守は直接戒護の職に從事し、彼れ無賴漢をして矯正歸善せしむるに重大なる責任を有するものなれば、常に一定の方針を以て統御せざる可からず、而て囚人の行狀を視察し犯則を尋問するに當りては、勗めて心を公平にし些も私意を交へず、彼は實際改悛の狀あるや、將た僞善的の者にあらざるか、可きものか、初犯なるか、再犯なるか、平素の行狀は善なるか、惡なるか、等細さに勤査し、然して申告すべきものは猶豫なく申告し、又は說諭に止めて却て將來効力あるものと思慮せしものは、說諭を加ひ誡くべし、然れども微細の犯則と雖も故意に出で、規則を蹂躙ぜんと欲する惡僞慢心を挫き銳正歸善せしむるは所則嚴父の如くすべし、之に反し初犯の新入監者にして、未た規則を熟知せず、不知不識、犯則となりたるが如きものにありては、充分酌酌なし、所謂慈母の如く穩顏以て之に接し、諄々として道を說き、懇々として理を論とし置き、而て後彼れが行爲に付ては數層の注意を加ひ、果して心腹せしものか、將た瞞着に出でしか、充分の觀察を遂げざる可からず、然るを多數戒護者の中には、大に方針を失し、懲罰の主意を誤り、苟くも犯則とし言へは情狀の如何を問はず、平素の行狀如何をも審査せず、自慢他戒の主義那邊にあるやをも知悉せず、直ちに規則に訴ひ又は大聲叱咤し、或は鉄拳を振廻し、已れ刑罰執行官にてありながら、自ら刑法の罪人たるを恬として顧ず、眞戒護者なり、御山の大將自己一人と云ふ、唯我獨尊的の思想を以て、揚々得々たる者なきにしもあらず、嗚呼大聲叱咤せざれば彼囚人を御すること不能か、鉄拳を振廻さゞれば彼の傲慢心を挫くこと不能か、而して其天狗的戒護者の怒に觸れ、鉄拳を項載したる囚人の出獄したらんには、必ずや針小棒大的の言を以て吹聽すべし、かるが故に實際監獄の有樣を知らさる世人は、慘獄よ、酷吏よと、喇り言られ、遂に十美の一醜に抹殺せられむことを憾む、今や治外法權を撤去し、早晩雜居制の行はれんとするの今日、如斯思想を持ち如何して治獄の改良を計ることを得るや、如何して看守の地位を高むることを得るや、須らく看守たるもの其方針を誤らさる樣能く上官の命令を服膺し、和衷共同協心協力、而して以て治獄の發達を計るは實に目下の急務ならずや、親愛なる天下の同僚諸士よ以て如何となす

◉檢束法（承前）

綠　川　萬　次

他の二大主義とは、所謂相對主義、絕體主義なるもの是なり、盖國法上、國家の存在に屬して、絕體主義を非認し、相對主義を是認するもの、一極論する所は、國家の存在は、國家自身の利益に基くものにあらすして、他存の利益に基くものなれば、人民の休戚貧富、各人の利害關係に屬しては、國家は當然、其責に任ぜざる可らずと云ふにあり、而り而して絕體主義を否み相對主義を難じ、並に所謂折中主義を執るものの論ずる所を觀るに、國家の存在は國家自身と社會との利益に基くものにして、單に自存の利益に基くものにあらず、又單に他存の利益に基くものにあらず故に國家は、自身存在の利益を妨げざる限に於て、社會の利益を保護し、社會の利益を妨げざる限に於て、自身存在の利益を確保せざる可らずと云ふにあり、而して刑罰の目的は刑罰自身の回復確保にあらすして、刑罰以外のもの則他存にあり、故に社會を乱し眞民を害するものあらば、刑罰に遲着懲惡、惡事防制、約言すれば改良脅嚇の必要上、其潛力を適正に發現すれば足れりとは、即國家の存在は、他存の利益に基くとの觀念より來たれる所謂、相對的刑罰論なり、叙述茲に至りて、讀者は折中主義、刑罰論旨の存する所を知るに足る可し、則此種の刑罰主義を認むるものは、相對主義に於て認むるところのもの、外、更に刑罰自身の確保回復を認むるものなり、

今以上の主義を罪囚の檢束上に的論するときは、絕體的國家の觀念に基きしところの檢束主義は（前号參覽）相對的國家の觀念より來たれる檢束主義の斷じて容れざる所、而して第一第二に於て、各々執るところの主義は、第三檢束、則折中的檢束主義の歡迎する所なる可し

餘論　余は間接又は直接に、監獄に關係ある諸法規を歷覽するに由て、我邦に於て執るところの刑罰は、折中主義なる事を信するものなり、是余が學術の上に於て、又實際上に於て、最も適正を得たるものと信ずる

ものにして、余の曾て本誌上に於て、監獄は最終の教育所と題し、論述せしところの意も亦之に外ならざるなり、故に余は、當に待遇の苛酷ならざる限りに於て、囚人を規律し、刑罰の威嚴を失墜せざる限りに於て、遷善的感訓を誠實に與ふるを以て、職務執行の羅針盤となすのみなり、

（未　完）

余は他に火急取調を要すること出來し執筆の遑なきを以てこれに代て暫時の間擱筆し折て又讀者に見ゆる事となす可し

◉服役囚徒の姿勢を論ず

在大和　如水生

定役囚と、無定役囚とにありては、固より立法上、加等の重を定役囚其者に負はしむるは、吾人が敢て喙�founを要せず、之れが執行塲裡、豈間然する所なくして可ならむや、要は無定役囚に加ふる所、定役囚に強行せん而已、役業其者に據りて、立法上加等の重き所以を明らかにせんのみ

無定役囚に乱座せしむる眞ならん歟、眞ならんには已みなん、苟も不可なりとせば吾人は現行服役囚徒の姿勢に於て、豈に遺憾なしとせんやこれを聞く、役業敢て正座以て爲し難きにあらず、將た病故正座すべからざるにあらずんば、所謂正當の理由、乱座せしめざる可からざる事實の存在するなく、試みに、請ふ吾人をして、短刀直入瞬目不可なりとなす者をして逐一捉へ來らしめんか、其乱雑不規律なる、豈下等民族の汲々乍唯一の糊口に勤むるの社會勞働の光景と比較を俟たずして知るべきのみ

戒護官吏は時に聞かずや、未決在監の正座、緘默、仮令ひ、空想の薄弱なる者にせよ、純白無罪を以て待たるゝ点に於て聊か希望の屬す可きあるにもせよ、其苦悶の度の遙に已決服役囚に優るの聲あるを、之を以て直ちに服役囚徒の乱座其者に起因せりと爲す可からず且難も、吾人は其大々的原因の他にあらざるを信ずる者なり、反對論者は曰く、夫れ或は然らん然れども一歩を讓り服役囚をして強て正座せしむるも苦が監獄に益する豈夫れ幾何ならむや、何ぞ彼等が心志の鬱ふに放委して、自由に彼等をして拘束ならしめ一心全力を擧けて以て勞働せしむるに若かむや、之れ其金城鉄壁なり、吁吾人は吾獄界、未た此種の如き理論を採り打破微塵容易に爲し易からざるの痼疾たるあるを認むる、何時にか全然之れが平癒の時來らむや、之を思はゞ豈洪嘆に堪もべけむや、

作業は獄務の大々的主旨のある所か、將た服役囚は獄界の職工人夫なるかの疑問は事理の明々白々にして其論否如何の討究を要するに足らざるなり、監獄に於て、彼等に爲さしむ可き事、爲さらしむ可き事に就て、嚴正ならざる可からずとは治獄の一原則に非ずや、偶々服役囚徒を觀る、敢て淺劣を顧みず、所感を記するあさ爾り、

◉看守の資格に就て

宇都宮市　田上松峰

行刑の衝に當り、懲戒感化の誘導者を以て任ずる看守は、宜しく相當の資格を具備せざる可らざることは、敢て予の喃々喋々を要せずして明なり、果して然りとせば、身に看守たるの價値を有せざるものが僥倖にして其職を奉じ、或は老衰事に耐へざるにも拘はらず、傷給に戀々として職に退かず僅かに同僚の助力に依り職務を操るが如き、爲めに屢々囚人の侮辱を受くるも、意とせざる無氣力なる輩は、今日の看守中、萬々之れなかるべしとは信ずるも、如何せん、無數の看守の事なれば、或は異樣異種の分子を含む爲め、絶對的全くこれなしとは斷言するを得ず、若しこれありとせば、余輩は是等無資格者の爲めに、轉た其心情を憐み又其愚を笑はずんばある可らず、

抑も看守の職務たるや、嚴正以て國權の強大なるを知らしめ、公平以て大法の尊嚴すべきを感ぜしめ、摯實以て公道の侵犯すべからざるを確信せしめ、以て監獄最終目的たる犯罪戢滅の實を擧げざるべからず、嗚呼看守たるもの、職任、重且大なる、豈田夫野人の爲し能はざる處ならんや、

余輩が茲に看守の具備すべき必要なりとする處の資格とは所謂何ぞや、實に左の如し

一剛毅　一活潑　一清廉　一公平　一敏捷　一嚴肅

以上の資格を具備するものにあらずんば、到底其大任を全ふするあさと能はざるなり

獄則は夫れ何が爲めに制定せられたるか、監獄は夫れ何が爲めに設置せらるゝか、社會に直接の危害を加へたる奸才兇惡の徒を拘禁して、之れに相當の懲戒を加へ、正路の民に感化せしむる所なるを以て、看守たる者悉く其資格を具備するにあらずんば、其結果は監獄をして犯罪を養成し、病毒を媒介し、益々社會の危害を增大ならしむるに至るや必せり、即ち監衛を請ずるの學校なりと云ふが如き惡噪をなさしむるに至らば豈悟嗄の至りにあらずや、余輩は實に社會の進歩と共に看守の撰擇を望むものなり、況んや博愛感化主義を唱導するの今日に於てをや、看守撰擇の必要益々生ず、記して當局者の猛省を請ふ、

◉獄務の當局者に告ぐ

在群馬　福田霞山

獄務改良の聲は近時漸く其歩を進め、今や社會の注視する處となり、或

は新聞に、或は雜誌に、往々其事の記載あるを見るに至りたるは、國家の爲め大呼慶賀せざる可からざる處なり、斯く社會の人、獄務に關する志想の發達し來りたるのみならず、現任内務大臣は非常に獄務に熱心なる由にて、萬事意を獄務改良の上に注がせらるゝ趣き傳聞す、此の好時機如何でか失すべけんや、苟も獄務改良に心あるもの、及監獄當局者は充分に其改良の眞相を社會に發表して、監獄感念の初歩たるへき人士に向ひ誘掖者たり、教導者たるへきの義務を盡すへき必要を感せり、若し夫れ、此の好時機好機會を失し、是等の義務を有する當局者にして一朝誘導其宜しきを得さるとあらんか、所謂先入は忽ち主となり、再び何れの時を待て我が獄務の改良を計らんか、結局社會の冷遇を受くるに至りて噬臍の悔何の効かあらん、然り而して、現時の實況に就て觀察すれば果して此の責任を盡しつゝある人、我が當局者間に幾人かある、吾人は信ず、只其職責を過さらんとにのみ吸々として、眞に其改良の進歩を計りあらさるの人多きを、嗚呼如斯くして如何ぞ、假令改良の實蹟を擧け歐米諸國の監獄と肩を双するとを得んや、將た他日内地雜居の曉に至り異國の人を拘禁するときは、忽ち内情の汚點を看破せられ、冷笑せらるゝや必せり、若し果して吾人が想像するか如きとあらんか、一部監獄の爲め我が國光を毀損する亦尠少ならず、此の好機を利用して宜しく監獄内部の眞相を障害なき限り、事の大小を問はず、物の長短を論せず、縉紳して新聞雜誌に揭載し、以て世人をして獄務改良の必要、且つ急務なるとを知悉せしめ、前途遼遠なる千里の長程を一歩も速に彼岸に達するとを計らさるへからず、然りと雖も乱進は却歩の基なれば此れ亦宜しく其申廉を得て過るとなかるんを、切に希望して止まさる處なり、改良の筆を弄し當局者に告ぐ、乞ふ文の拙なる處を捨て其の意のある處を酌

せられよ

◉監獄吏職員錄を見て感あり

在大阪　洋々散士

散士頃日大日本監獄協會雜誌第九十二號附錄監獄吏職員錄を見て聊か感ずる處あり、即ち他にあらず、看守の原籍を見て其の監獄の眞否を卜知する事是なり、請ふ聊か爰に之を論ぜん、抑も監獄の事たるや其の戒護總化の方法たる一朝一夕にして之を會得するものにあらず、經驗と熟練とを以てするにあらざれば到底監獄行刑の目的を達すること能はざるなり、此の經驗と熟練を重ぬるには多くの歲月を要するものなり、是に於てか看守採用の時に當てや五ヶ年間警約の規定あるも、此の規定たるや法律上何等の制裁なきを以て徒に空文のみ、故に當局者たるもの此の規定の精神に違背せざる如きものを採用するの方針を採らざる可からず、然るに從來各府縣監獄署の採用せられたる看守を見るに、多く長官が鹿兒島人なれば從て看守も亦鹿兒島縣人を數を占むるの傾あり、從の手段と爲すに過ぎざるを以て朝に拜命し、夕に職を辭するものあり、斯の如くして素ゟ監獄の目的を達することを得ん、而して是等のものは概して獨身の一書生に過ぎざるを以て、其の職務を拋棄するや塵埃も啻ならず、嗚呼現今監獄近傍に於て看守合宿所の設け多きは蓋し是等に基因するものと云はざる可からず、故に從來散士が抱負する處の持論は看守に採用す可き人物は、成る可く妻子を有する土着の人物を採用せば容易に辭職するの憂なく、能く監獄の目的を達することあらん、項日にして、其の縣人の看守に採用せられたるもの甚だ少し、殊に大阪府監獄の如き殆ど日本全國の人物を以て戒護看守を組織せり、嗚呼是等の監獄は果して朝拜暮免の腰掛看守（一時糊口凌ぎの者）無きか、之に反し、大分、佐賀、熊本、殊に福岡縣監獄の如き、其の典獄木戸麟氏は高知縣人なるにも拘はらず、一人の高知縣人あるにあらず、而して第一課長以下教誨師、授業手、女監取締、合計二百九十名の吏員中、他縣人は僅々八名に過ぎず、其の他總て福岡縣人なり、嗚呼此の如くに土着の人物を、看守、其の他の吏員に採用してこそ、眞に監獄の目的を達することを得可けれ、散士未だ福岡縣監獄內部を一見せざれども、既に此の一事を以て全國中風指の良監獄たるとを疑はざるなり、冀くば全國の監獄當局者たるもの此の方針に依て看守を採用せられんことを切に冀望するものなり、

◉冀望一束

在大阪　洋々散士

（一）四人の役場出入其の他獄內の歩行は總て頭を下げ兩手を垂下せしめられたし、何んとなれば彼等は常に獄內の歩行に頭を揚げ兩手を動かし威風揚々恰も入監せしも平然たるが如きを他囚に跨るの奬あるのみならず、爲めに他囚と面を接し擧動を以て意思を通ずるの恐あればなり

（二）典獄其の他、課長の巡回に際し、號令を以て刑事被告人に敬禮せしむる處の監獄あり、此等は刑事被告人の何物たるやを誤解せしもの如きことは斷然止められんことを冀望す、何んとなれば彼等刑事被告人は單に犯罪嫌疑者に止り、決して有罪視す可きものにあらず、果して然りとせば敬禮の如きは彼等の任意に爲し置くこそ却て適當なる可けれ

（三）一監獄にて數千人を拘禁するが如き大監獄は、到底完全に行刑の目的を達する能はざるを以て是等の大監獄は、數個に分離せられんことを冀望す、次に他庫の詞さして洋々散士に對し頭腦の單純なるものには短簡なる教授にては兎角膝に落ちざる云云、之居士は此の一文を讓で我監獄官吏中斯の如き禮を知らず粗暴極まるの大言壯語を吐くの人物あるやを慨嘆措く能ざず依て爰に一文を草して博士に勸告するものなり

◉勸告す

竹陰居士

居士一日監獄協會雜誌第九十九號を讀く、讀で末尾に至れば更に洋々散士に示すと題したる質疑應答博士君の起草したる一文あり、熟讀含味するに洋々散士と文壇上筆硯の論戰を爲すもの、如し、誠に我獄事研究上稱贊す可きことなり、居士亦博士の獄事熟心家たることを疑はざるなり、而して居士は洋々散士と博士と何れの議論が正當なるや直に判斷すること能はず、依て議論の正否は暫く之を措き一言博士に忠告せざるを得ざるとあり、幷は他にあらず、博士の文章自尊他卑、嘲笑罵倒の語調を以て悠々數千言を陳ぜらるゝ事是なり、嗚呼博士は何故に正々堂々として論戰を爲さざるや、罵詈嘲笑の言語を以て議論を戰はすはすや人の爲す處君子は之を恥つ、本誌に寄書ぜらるゝ諸君は獄事熱心家なり、此熱心家互に議論撞突せば愈禮を正ふし詞を謹み他尊自卑の道を以て而して議論の異なる處は飽まで、正々堂々、一歩を讓るに及ばず、幾回にても論難すべし、說の異なるを以て他人を嘲笑するは君子の笑ふ處なり今博士の一文を見るに左の言あり豈謹まる可けんや

先づ自尊の語さして、五月蠅き雜兵共の懲戒ともならば時に幕邪の利器を振ふて、其の勇を示すの要なきにあらぬなり、一山百文の質疑欄に、博士現はれ無名の雜兵を對手さして議論を上下するも素ゟ其の意にして、又聊か該欄の寂寞を救濟せんとの手始めに洋々たふ論客に進擊を與へたり云云、嗚呼何ぞ博士の自尊甚しきや、果して博士の言へる如く

博士を除く外他の寄書家は凡て、無名の雜兵に過ざるや、嗚呼何ぞ博士の自尊甚しきや、果して博士の言へる如く

官報

◉律令

○內務省訓令第七號（八月廿日官報）

臺灣總督ハ茲ニ緊急ノ必要アリト認メ明治二十九年法律第六十三號第三條ニ依リ臺灣ニ於ケル犯罪處斷ノ件ヲ發布ス

明治二十九年八月十四日　　臺灣總督　子爵桂太郎

律令第四號

臺灣ニ於ケル犯罪ハ帝國刑法ニ依リ之ヲ處斷ス但其條項中臺灣住民ニ適用シ難キモノハ別ニ定ムル所ニ依ル

律令第四號參照

法律第六十三號（明治二十九年三月三十一日官報ノ抄錄）

第一條　臺灣總督ハ其ノ管轄區域內ニ法律ノ效力ヲ有スル命令ヲ發スルコトヲ得

第二條　第一項前條ノ命令ハ臺灣總督府評議會ノ議決ヲ取リ拓殖務大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ但臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ臺灣總督ハ前條第一項ノ手續ヲ經スシテ直ニ第一條ノ命令ヲ發スルコトヲ得

第三條

◉叙任及辭令

任陸軍監獄長　　陸軍監獄書記　遠山　久誠

敍高等官八等　　陸軍監獄長　遠山　久誠

三級俸下賜
廣島衛戍監獄長ヲ命ス
任東京集治監々獄醫給九級俸
任東京集治監書記給十級俸
依願免本職　　警保局雇　　池添　進
依願免本職　　福井縣監獄醫　　今井　平三
福井縣看守長ヲ命ス但教習生ヲ命シ月俸六圓給與　　酒井松三郎
依願看守長ヲ免ス　　今川　登
福井縣看守ヲ命ス但月俸拾圓給與　　辻　仙之助
福井縣看守ヲ命ス但教習生ヲ命シ月俸六圓給與　　大谷　久藏
福井縣監獄署教誨師ヲ命ス但月俸八圓給與　　藤田　一成
月手當金貳圓支給　　教誨嘱托員　　補　秀晃
看守教習科程卒業月俸八圓給與監獄署在勤ヲ命ス　　永岡　蕭昇
　　福井縣看守　　木村吉五郎
看守ヲ免ス　　梅田五市郎
看守ヲ免ス　　長谷川力雄
依願看守ヲ免ス　　藤田　一成
福井縣看守ヲ命ス但教習生ヲ命シ月俸六圓給與　　山下　恒吉
　　井戸　力松
任福井縣監獄書記兼看守長九級俸給與　　大本　助松
依願看守ヲ免ス　　北下　熊藏
看守長兼監獄書記
看守部長ヲ命ス　　福井縣看守　　清水鍋四郎
　　大谷　久藏
任福井縣看守長十級俸給與監獄署第二課勤務ヲ命ス　　廣部　藤太
看守教習所教官ヲ命ス　　福井縣看守長廣部　藤太
月俸九圓給與　　看守　　前澤二三郎
　　吉田　季松

福井縣看守　　瓜生總太郎
小濱監獄支署在勤ヲ命ス　　前川　喜好
監獄署在勤ヲ命ス　　北川　浩一
押丁ヲ命ス但日給拾六錢給與　　勝越竹五郎
　　清水　末吉
　　山崎熊次郎
　　福井縣監獄書記　　島　喜太郎
九級俸給與　　荒木　專一
月俸九圓給與　　京都府看守　　清水辰之助
續勤証書授與　　水谷太郎一
　　高橋治兵衛
　　渡邊　靜
　　中島　久富
　　村上　力藏
　　矢野　直道
月俸八圓給與看守教習所科程卒業候事　　秋田縣看守　　加賀谷處之助
依願看守ヲ免ス　　宮木　金吉
明治廿四年四月以來本縣看守滿五ヶ年以上勤續ニ付給助例ニ依リ一時金貳拾五圓ヲ給ス

各地通信

◉香川縣監獄署通信

香川縣監獄署附屬墓地ハ、舊高松藩の死刑場にして、周圍僅かに根雜を用ひ、人畜禮に入り、時に墓標を窃取せられ、親戚等の墓參するも其ヶ所に迷ふことあるのみならず、雜草常に繁茂し易く、署を距ること遠隔なるを以て、常に掃除等も充分ならず、不便少なからざりしに、高松市八木久太郎なるもの功德の爲め、自費を以て、該地に菴室を建て、此に佛像を安置し、猶ほ常住番人を置くことを出願し、建築工竣へたるに恰かも遺骸合葬に際會し、又其墓標石を寄附せり、由て明治廿九年七月十九日午前八時をトし、遷佛兼合葬の式を行へり、此日や天霽れ風清くして、德久知事以下縣廳裁判所等の高等官、及諸官吏、民間有志の來賓、數十名にして先つ典獄以下の祭文、次に各宗僧侶（總員百十七名）每宗順次に讀經し（一宗終る每に奏樂）別塲に於て一同に齋の饗應あり、全く式を終へたるは午后二時なりし　但し祭文は長文に付畧す
　因に記す菴室墓標及遷佛式等に要したる費金は四百餘圓なり

◉宮城集治監通信

自明治十九年至仝廿五年特赦出獄後の狀況　宮城集治監

種別		特赦を得し者	正業に就きし者	再び罪を犯せし者	行衛知れざる者	死亡せし者	終身の刑を免ぜられ後刑執行の者
明治十九年	四	三	一				
仝 二十年	六四	三六	一三	一四			
仝 廿一年	五九	四三	一二	二	一	二	
仝 廿二年	三九	二八	一				
仝 廿三年	二九	二七	二				
仝 廿四年	六七	五五	三	五	四	一	五
仝 廿五年	三一	一六					
計	二九三	二一八		四六	二〇	四	五

月俸九圓給與　　福井縣看守　　白鷹常次郎
大坂府監獄署出張ヲ命ス　　仝　　鍛見　市造
仝　　野村直次郎
福井縣看守ヲ命ス但教習生ヲ命シ月俸六圓給與　　瓜生總太郎
仝　　竹下　正人
看守滿六年以上勤續ニ付退職一時金參拾圓給與ス　　前川　喜好
依願看守ヲ免ス　　廣部　藤太
看守教習科程卒業月俸八圓給與監獄署在勤ヲ命ス　　福井縣看守　　岩木　尚三
仝　　杉本幸太郎
任福井縣監獄署月俸貳拾圓給與監獄署在勤ヲ命ス　　仝　　今川　登
依願看守ヲ免ス
看守教習科程卒業月俸八圓給與監獄署在勤ヲ命ス　　笠川　長成
依願看守ヲ免ス　　福井縣看守　　坂井　京松
月俸六圓給與　　仝　　授業手　　小林　辨吉
看守教習科程卒業月俸八圓給與監獄署在勤ヲ命ス　　仝　　看守　　大本　助松
仝　　井戸　力松
大坂府監獄署へ出張ヲ命ス　　仝看守部長　　宇佐美藤一郎
福井縣看守ヲ命ス但教習生ヲ命シ月俸六圓給與　押丁　　松山直治郎
仝　　看守　　稻葉　義孝
依願職務ヲ免ス　　勝木孫千賀
福井縣監獄署月俸貳拾圓給與監獄署在勤ヲ命ス　　福井縣授業手　　筒井富次郎
依願看守ヲ免ス　　仝　　内田　定吉
月俸六圓給與　　田中　松藏
福井縣監獄署授業手ヲ命ス但月俸八圓給與　　福井縣看守　　森川　三郎
看守精勤証書授與　　仝　　久野　新
仝　　竹下　正人
看守教習科程卒業月俸八圓給與監獄署在勤ヲ命ス

備考　就業再犯失踪死亡は出獄後凡そ一年を經て原籍町村役場及警察署へ照會取調べたるものなり　又十九年中假出獄者三名あり皆正業に就けり

拜謁

◉岩手縣監獄署通信

當地震災に付御見舞被下候者奉存候近頃時々微震を感じ且つ秋田縣駒ヶ嶽附近に鳴動を聞き居り候處客月廿一日午後五時五分に於て激烈なる强震あり爾後分時を隔てゝ震動致候爲め何れも怖々一夜を路上に明し候家々も有之候程に御座候縣下一般被害の狀況に付ては今ま御報導は相署し申候唯監獄舍屋構内に掲記相成居り候如くに候得ば今ま御報導の相署し申候唯だ當署被害の模樣を畧記し左に申述候

一周圍の煉瓦塀は甚しき破損なきも內部の小區劃をなせし分は或は龜裂を生じ或は脫落なしたる個所も數ヶ所有之最一層の激震なりせば轉覆を免れざりし有樣に候

一土藏外部の壁は悉皆陷落致し候

一暗室其他病監事務室等の壁に所々に龜裂を生じ候

一輕罪監裕室の煙筒及製紙工場の煙筒は將に陷落せんとして辛くも相保ち居り候模樣にて其他の煙筒は龜裂を生じ居り候

一重罪監其他屋上の瓦に所々散逸不整の狀を呈し候

一製瓦工場にある瓦燒釜二個に一の大龜裂を生じ煉瓦燒釜の一部は全く破壞致候

一地盤の堅固ならざる部分は處々龜裂を生じ候

以上記載の狀況に有之候へ共幸にして監房建物等には別條無之且つ在監人に於ては勿論署員中死傷なく四情平穩なれども今日までも鳴動止まず未だ警戒を加ひ居候右御見舞之御答禮旁震災當時に於ける當署の狀況大畧御報導申上候　早々拜復

廿九年九月五日

佐野尙樣　　小林清一

正誤

第九十八號卷首に掲げたる教誨師一覽表中左の通誤記ある旨申越に依り茲に正誤す

福岡縣久留米支署教誨師本田元誓君の本山役級准例授三級とあるは准例授二級の誤り

北海道監獄署教誨師岡野覺心君の教師等級勳等とあるは權少勳教の誤り

彙報

（明治廿九年八月十六日東北新聞）

◉集治監の義捐金配當　二集治監及三十餘監獄より本縣集治監海嘯被害者へ義捐されたる三百餘圓を一昨日夫々配當されしが死亡者へは二十五圓負傷者へは七圓其他被害者へは一圓乃至二圓を配當されしと云ふ

（明治二十九年八月廿一日帙中日報）

◉監獄囚徒の犯罪素因に就て　本縣監獄署の看守連は折り〳〵戒護の囚人に向つて身分職業より犯罪當時の境遇杯に入り仔細に質すことあるが其中の七八迄は中途にして親を失ひ或は子に別れ何れも不幸な重れたる果か繼子の虐待に逢ふか繼父母の苛酷に堪へ兼ありて遂に家出して浮浪の身となり彼處此所と徘徊する中窮迫の餘り惡事を働きては繫留せらるゝの類最も多數なりと云へり

（明治廿九年九月四日やまと新聞）

◉板垣伯內政方針と自由黨の議　板垣伯が內務大臣としての就任は僅々四ヶ月餘なりしも其間に於て內政の方針に關し施設せんとの計畫をなし栗原警務官其他をして實地をも厭はず調査せしめたるは監獄改良擴張案警察制度擴張案其他府縣制等にして此等の諸問題は板垣伯既に其職を去りたりと雖ども第十議會以後に於て自由黨の黨議として提出する由にて栗原氏其他に於て調査の分は尙は引續き調査を爲す筈なりといふ

（明治二十九年八月廿九日東京日々新聞）

◉有松書記官の歸京　內務書記官有松英磊氏は先頃出張を命ぜられて宮崎を除き九州各縣の警察及監獄事務を視察して一昨日歸京し昨日午前登省して松岡次官に復命したり氏の視察は隨分緻細又秘密の事務に關したるものもありて一々聞くを得ざるも物價騰貴の爲め巡査其他下給官吏の俸給不足なる事、鐵道敷設せらるれば忽ち停車場に立番する巡査を要し船舶の出入所增せば水上警察の巡査を要する等世間の進歩に連れて巡査の增員を要する事又監獄に於て看守其他の不足ありとは見えざるも到る處の獄舍概れ不完全にして改築を要する事は一見昭々たる事實なりと云ふ

◉奏任監獄署在監者　昨今の調査に依れば目下同監に繫留せられ居る四人は百二十三名內男二十二名女一名已決四六十七名未決四五十六名にして此內內地人三十名土人九十三名なりと云ふ而して土人の犯罪は前記の如く詐欺取財竊盜毆打創傷殺人等之に次ぎ彼の土匪に關する犯罪者僅に六名計りなりと又た拘者は土人にて十八名內地人にて十五名なるが土人の病氣は重に腦カタル內地人の病氣は諸氣マラリヤ等最も多き由

（明治廿九年八月十六日東北日報）

◉宮城出獄人保護義會趣意書　出獄人保護の行屆かざるは吾人の常に慨する所なりしが今度千葉天羽等卒先し宮城出獄人保護義會なる者を起し充分なる保護を出獄者に與ふるの擧あり蓋し美擧と云ふべきなり今其趣意書及出獄人保護方法等を聞き得たれは左に掲く大方の義士幸に一片の同情を寄せて可なり

監獄問題なる者が如何に至難なる解釋を要しつゝあるかは世界に於ける凡ての義人が認むる所となり是が爲めには刑律を一變し是が爲めには學者の一大研究を要しつゝあるが如き實に亦た云ふに遑あらざるなり然れども罪人をして改惡移善せしむるの要道として是認せられつゝあるは一は獄內に於ける罪囚取締法と及び社會が出獄人に對する保護の二點にして若し此の一を缺けは尙ほ車の一輪を失ふが如くなる吾人の喋々を要せずして明なる所なりとす見よ我國現時の罪囚問題は如何に世人に解說せられつゝあるか罪囚の員數は十万の以上を超加し而も年々歲々增加し來るも嘗て減少の統計を顯したる事なし嗚呼之れ社會德義腐敗の罰乎監獄が善人を善人とする處なきの罪乎志士仁人たる者宜しく猛省を要すべき事ならずや天網は無學の一野人實なく亦識なし然れども偶々罪を白舌の間に得て在獄する並に二百八十有餘日親しく罪囚と膝を交へ見聞する實に少しとせず自ら思ふに罪囚の感化監獄素より重責あり然れども社會が出獄人に對する保護の道を盡さずして獄囚の改正如何に美なるも罪囚教誨の法如何に其宜しきを得るも幾億の財を投して獨房制度を執行するも到底其の効を全奏する能はず爰に於てか身自ら揣らす宮城出獄人保護義會を起し幾分の惡人をして能く改善の道に導かしめんと欲す希くは義人本會の將來に觀察して其成功を助けよ

方法

一被監視人にして改心の狀あるも引取人なき者

一出獄者にして生計に苦しむ者

一出獄人にて自ら進んで入會する者
以上の三者に食住を與へ提燈葛籠の製造に從事せしめ其工銀の十分の二を本會に收め十分の八より食住費を引き取り殘給を本人に給與す
本人其他事業志願ある時は照會を以て何業に限らず世話する事あるべし

（明治廿九年八月十七日函館新聞）

●函館區佛教有志者各位に泣白す

山科凌雲

巴港の邊、五稜の畔、蕭條たる龜田は、余輩をして着國第一に淚と共に親線を傳へしめたる最も哀れなる孤村なり、抑も函館は日本有數の冥港にして爲めに見るへき者聽くへき者少なからさるなり、然るにあの寂寥たる僅少の建物か如何に吾輩をして第一に感せしめたるか、夫か其の理由を說かんとめよ
彼の哀れなる最も悲むへき龜田監獄には世途に蹉跌したる數百の同胞有れはなり、彼等は吾人の兄弟なり姉妹なり豈に冷腸を以て彼等を他人視する可ならんや、思ふに彼等は單純にして今日の境遇に墮落したるものに非す、必す複雜なる惡歷史を有する者なる事は章々として明かなり、余輩哀れなる彼の同胞に對し日々苦諫の血を絞り霄々同情の淚を灑き彼等同胞と多年喜憂を共にし苦樂を同くし今日猶ほ其の職に有りて一身を教誨の犧牲に捧けたり、故に彼等數万人の惡歷史は余輩明かに記臆せり
彼等をして今日の境遇に陷らしめたる遠因は那邊に有るかを試に講究せば實に不吉不祥の文字を以て腐敗の起點を示さゝるを得ず
飮酒――放蕩――怠慢――不正――不儉――失業――疾病――不虔の事變――老衰――無藝――不如意の遺傳――孤獨等の惡原素より一身自ら亂れ、所謂飮酒に馳るものは心身を害し、博奕に馳るものは千百の困苦を一身に萃むと、想ふに彼等も最も困難なる社界に生活し其の不規律不整頓なる生計の中には種々なる惡歷史を造り漸次に惡化して今日の境遇に迄窮迫せり、故に彼等の眞邊には名譽てふ信用てふ無形の資產は遙も無きなり爲めに放免の後は腕に多少の伎能は有するも其の伎倆を使用するの手段を失ひ、勿論當港には親戚故舊の顧るもの無く其の者をして此の境遇に至らしめば、所謂小人窮すれば濫に濫するの理りにして又々再犯するの止むを得ざるに至るの慘狀は掌中を見るよりも明かにして同胞一身の爲めに霞栗せさるを得ざるなり、余輩は切に當港佛教有志者各位に望む
彼の哀れなる兄弟にして改悔の狀有るも、當港に知己親戚無く正業に就き自活自營せんとするも其の方法手段を失ひたるもの
改惡歸善の狀顯著にして當港に父兄等有るも、往跡宿躓の事と皆非なるを以て疎せられたるもの、
遷善の志氣堅牢にして歸縣の上農工商等に從事し專ら勞働を爲すの覺悟なるも歸國の費用に欠乏し其の意志を遂け得さるもの
右樣のもの有る時は教誨師と熟議の上彼等をして父兄を調和せしめ、彼等をして相手の一ケ所に紹介し、彼等をして歸國の目的を達せしむる等、彼等の眞心に始めて啓發したる改善の新芽をして倍々成長の目的に達せしむるの方法を設計せられんとを切望に堪へざるなり、嗚呼、彼等猛惡不靈の徒をして暗黑界より救ひ出し遷善改惡の目的に達せしめ、彼等が喜ぶ聲を聞き、彼等が笑ふ顏色を見るは、實に快事中の快事にあらずや
義性仁血の當港佛教有志者各位よ、窮民を救助せよ、浮浪少年を監督せよ、免囚を保護せよ、感化事業を設計せよ、吾が親愛なる有志者よ淚を以て働け、哀れなる兄弟に熱き淚を灑け、噫々

附錄

囚人身分帳

改正樣式

附 刑事被告人出監簿

囚人出監簿

摘要

今回內務省訓令第七號を以て改正せられたる、諸帳簿式は監獄署にのみ送付せられたるを以て、一般に普及せさるを惜み、讀者の便を計る爲め附錄として之を頒つ

一、改正の主なるものは行狀表なり、然るに別段記載例を示されされは登記方疑敷廉、甚、尠なからす、依て之を其筋に請ひ、記載すへき要領を尋ね其筋の方針に依り原紙各欄內へ（　）を附し之か例を示し、尙は盡さゝる處は別に記載心得を附せり、庶幾は當局者の參考たらん

一、此附錄に揭けさるものは樣式記載例とも、凡て、從前の通にして、又表紙、身上票、刑事被告人出監簿、囚人出監簿等は一部分の改正に止り、記載例に異なる處なきを以て重て記載例を揭けす

明治十九年六月内務省訓令第七號附圖表
（本表紙ハ四ノ内厚紙ヲ用ユベシ）

四人身分帳

號回	典獄	明治　年　月　日調査
教誨第　務三二　課所課長　師長長	一課長	主任書記
體重出入監ノ際		

監獄署名

宣告裁判所	入監明治　年　月　日	刑期滿明治　年　月　日	備考
罪名利明名			
犯罪加重利明名			
前科			
逐附官署			
出監番號			

（名簿原簿ノ丁數ヲ記入ス）

原簿丁數

一

明治十九年六月内務省訓令第七號附圖表ニ依リ囚人身分帳ヲ編綴ス結終ヲ以テ日　月　年　檢明ヘ領此地発放

表裏

編綴目次

一
一
一
一
一
一

左記ノ者今般當監獄署ヘ入監候ニ付取調ノ事項及御照會候條御取調ノ上相違ノ廉々下欄（訂正相成度候也

明治　年　月　日

警察署長　殿

縣典獄

御照會ニ依リ取調ノ上及回付候也

明治　年　月　日

警察署長

第一 本籍氏名生地及生年月日	
第二 居住地	
第三 生育及出生別	
第四 教育及宗教	
第五 性質及行狀	
第六 逮捕前ノ職業及生計	
第七 財産	
第八 健康	
第九 兵役	
第十 前科	
第十一 實繼養父母ノ別、存亡、及其行狀、生計	
第十二 兄弟姉妹其他親屬ノ行狀生計	
第十三 配偶者及子女ノ存亡及行狀生計	
第十四 就縛地及其年月日	
第十五 放免後ノ居住地	

監獄署ノ取調　警察署ノ取調

在監人身上票　監獄署

第	期	自明治　年　月　日至明治　年　月　日	犯罪原由	犯狀概略
	獄則及紀律ニ關スル事項	（同房囚某ノ爲メニ嬶惡セラルヽモノ之ニ抗抵スルヤ動ナシ全年十一月十日） 坐獄端正ニシテ能ク規則ヲ守リ毫モ表裏反覆ノ擧動ナシ全年十一月三十日記入㊞ （何月何日午後何時行刑ノ際ノ開閉ニ注意セサリシ事養ヲ盡サンルカ如シ全年十一月十二日記入㊞） （友人某ヘ發シタル信書中ノ記事アリテ出獄ノ念慮ナルヲ爲メ或ハ改悛ヲ妨クルノ行爲ナキヲ保シ難シ全年十一月廿八日記入㊞） 年月日記入㊞	情アルヲ以テ之ヲ糺スニ一人ノ老母アルヲ以テ何月何日ヨリ何月何日マテ何日ノ教誨ニ就テ終始泣潸シ居リ何月何日ヨリ何月何日マテ何日間科程ノ甚敷キ遲滯サルハ轉役ヲ望ムノ意思ニ出タルモノト如シ （糸屑ヲ以テ小刀ニ卷キ付ケ居タルヲ以テ訓戒ヲ加ヘ藥品ヲ濫費セサル樣注意ヲ與ヘタリ全年十一月七日） （近來藥品ノ取扱ニ注意些少ノ厚切レト雖モ叮嚀ニ仕末セリ全年十一月廿八日記入㊞） （胃加答兒ニテ服藥中ナルヲ以テ食物ハ成ヘク節スヘキ旨醫師ヨリ注意スルモ更ニ意ニ介セス常ニ食ニテハ飽カサルノ愛アリ全年十二月廿八日記入㊞）	無教育ナレハ教誨ニ對シ其感動甚シク特ニ何月何日ヨリ何月何日マテ何日ノ教誨ニ就テ終始泣潸シ居タリ （基督教ヲ信スルノ念アルカ如シ何月何日ノ教誨ニ僧侶ヲ嗤笑シ口ノ中ニテ上帝ヲ唱ヘ居レリ全年四月三十日記入㊞） （……年月日 ……年月日 ……年月日記入㊞）
	親屬及故舊ニ關スル事項	常ニ怡顏ヲヌルノ情アルヲ以テ之ヲ糺スニ一人ノ老母アルヲ以テ彼レカ生活上如何ヲ思ヘハ我身ノ犯罪セシヲ追悔シ夜中ト雖モ安眠スルコト能ハスト云フ何月何日ノ教誨ニ僧侶ヲ嗤笑シ口ノ中ニテ上帝ヲ唱ヘ居レリ全年四月三十日記入㊞） （……年月日 ……年月日記入㊞）	悔シ夜中ト雖モ安眠スルコト能ハスト云フ何月何日ノ教誨ニ僧侶ヲ嗤笑シ口ノ中ニテ上帝ヲ唱ヘ居レリ全年四月三十日記入㊞） （……年月日 ……年月日記入㊞）	日ノ教誨ニ就テ終始泣潸シ居タリ （基督教ヲ信スルノ念アルカ如シ何月何日ノ教誨ニ僧侶ヲ嗤笑シ口ノ中ニテ上帝ヲ唱ヘ居レリ全年四月三十日記入㊞） （……年月日 ……年月日記入㊞）
	教誨及教育ニ關スル事項	（降佑某ヨリ書信ニ接シ爺老母ノ安否ヲ氣遣ヒ老母ノ存命中出獄シ孝養ヲ盡サンルカ如シ全年十一月十二日） （友人某ヘ發シタル信書中ノ記事アリテ出獄ノ念慮ナルヲ爲メ或ハ改悛ヲ妨クルノ行爲ナキヲ保シ難シ全年十一月廿八日記入㊞） 年月日記入㊞	無教育ナレハ教誨ニ對シ其感動甚シク特ニ何月何日ヨリ何月何日マテ何日ノ教誨ニ就テ終始泣潸シ居タリ （基督教ヲ信スルノ念アルカ如シ何月何日ノ教誨ニ僧侶ヲ嗤笑シ口ノ中ニテ上帝ヲ唱ヘ居レリ全年四月三十日記入㊞） （……年月日 ……年月日記入㊞）	日間科程ノ甚敷キ遲滯サルハ轉役ヲ望ムノ意思ニ出タルモノト如シ （糸屑ヲ以テ小刀ニ卷キ付ケ居タルヲ以テ訓戒ヲ加ヘ藥品ヲ濫費セサル樣注意ヲ與ヘタリ全年十一月七日） （近來藥品ノ取扱ニ注意些少ノ厚切レト雖モ叮嚀ニ仕末セリ全年十一月廿八日記入㊞）
	作業ニ關スル事項	（庶工ハ工錢ノ收得少ナキヲ以テ嬉忘スルノ情アリ何月何日ヨリ何月何日マテ何日間科程ノ甚敷キ遲滯サルハ轉役ヲ望ムノ意思ニ出タルモノト如シ （糸屑ヲ以テ小刀ニ卷キ付ケ居タルヲ以テ訓戒ヲ加ヘ藥品ヲ濫費セサル樣注意ヲ與ヘタリ全年十一月七日） （近來藥品ノ取扱ニ注意些少ノ厚切レト雖モ叮嚀ニ仕末セリ全年十一月廿八日記入㊞）	日間科程ノ甚敷キ遲滯サルハ轉役ヲ望ムノ意思ニ出タルモノト如シ （糸屑ヲ以テ小刀ニ卷キ付ケ居タルヲ以テ訓戒ヲ加ヘ藥品ヲ濫費セサル樣注意ヲ與ヘタリ全年十一月七日） （近來藥品ノ取扱ニ注意些少ノ厚切レト雖モ叮嚀ニ仕末セリ全年十一月廿八日記入㊞）	日間科程ノ甚敷キ遲滯サルハ轉役ヲ望ムノ意思ニ出タルモノト如シ （糸屑ヲ以テ小刀ニ卷キ付ケ居タルヲ以テ訓戒ヲ加ヘ藥品ヲ濫費セサル樣注意ヲ與ヘタリ全年十一月七日） （近來藥品ノ取扱ニ注意些少ノ厚切レト雖モ叮嚀ニ仕末セリ全年十一月廿八日記入㊞）
	衛生ニ關スル事項	（頭髮ノ修理ヲ爲サヽ常ニ不潔ナリ理髮ヲ爲サシムルモ却テ潔ト稱スルノ風アリ何月何日ヨリ何月何日マテ何日間ニ介セス常ニ食ニテハ飽カサルノ愛アリ全年十二月廿八日記入㊞）	頭髮ノ修理ヲ爲サヽ常ニ不潔ナリ理髮ヲ爲サシムルモ却テ潔ト稱スルノ風アリ何月何日ヨリ何月何日マテ何日間ニ介セス常ニ食ニテハ飽カサルノ愛アリ全年十二月廿八日記入㊞）	頭髮ノ修理ヲ爲サヽ常ニ不潔ナリ理髮ヲ爲サシムルモ却テ潔ト稱スルノ風アリ何月何日ヨリ何月何日マテ何日間ニ介セス常ニ食ニテハ飽カサルノ愛アリ全年十二月廿八日記入㊞）

賞與ノ種類度數	懲罰ノ種類度數
（賞表ナシ賞金何錢）	（屏禁　何度　減食　何度）
科程外ヲ爲シタル日數（何百何十日）	科程ヲ了ラサル日數（何十日）
食費ノ償否（償何日　否何日）	貯蓄工錢額（何圓何十錢）
工錢ノ費途（食物購求　書籍購求　寫信郵稅）	費消シタル工錢額　何圓何十錢

年月日	議事要錄	判定	捺印
年月日記入㊞	本期間獄則紀律ヲ遵守スト雖モ作業上欠ク處多シトノ意見アルモノ何名賞與スヘシトスルモノ何名	尙ホ勘查ノ必要アルヲ以テ賞與セス但行狀善良ニ趣クモノト認ム	典獄㊞　○　○　○　○　○　○

記載例

獄則及紀律ニ關スル事項等以下ノ欄ニハ看守長ニ於テ看守又ハ女監取締ノ提出シタル行狀視察錄ヲ參酌シ自己ノ意見ヲ定メ一ケ月ニ一回記入スルモノトス

賞與ノ種類度數等以下ノ欄ニハ勘查期經過ノ日ニ於テ監獄書記之ヲ取調ヘ記入スヘシ

議事要錄欄ニハ書記看守長以下列席者ノ意見ノ大要ヲ記載シ判定欄ニハ典獄其判定ヲ記載シ捺印欄ニハ列席者ト共ニ捺印スヘシ

行狀表記載心得

一、本表は一期間必ず一枚に限らざるべし、長期囚の如きは數枚を要す、故に、紙束の賞與の種類度數以下の欄は、一期終了の紙葉にのみ附するか、又は、別に之れのみを調製し置き、一期終了の際添付するも妨けなし

二、記載例にもある如く、看守長は看守又は女監取締の提出したる行狀觀察錄に依り、記載するものなれば、一時に他數の看守、又は女監取締の觀察錄より、直に本表へ記入するは、却て、煩雜なるを以て、看守長は別に原簿を備へ、いろは別けとして、日々之に記入し置き、一ヶ月一度本表へ記入すること便利なるべし

三、看守又は女監取締に下渡すべき行狀觀察錄なるものは、地方適宜に設けらるべきものなれば、素より一定を期し難し、然れども、看守女監取締に記入せしむるには、勗めて簡易なる方法を執らしめ、又記事の周到なるを監督せざんばあらず

四、獄則及紀律に關する事項以下四項は、其の範圍廣漠として明瞭ならず、故に之が分界を定め、觀察錄の巻首に之を明記し、運用の便を知らしめ、記事の齊一を計るを可とす、其の事項左の如しと云ふ

一、獄則及紀律に關する事項

坐臥、言語、動作、訓諭命令に對する感情、處遇に對する感情、賞罰に對する感情、官吏に對する感情

一、親屬及故舊に對する事項

愛憎、憎惡、接見に就ての感情、書信に就ての感情、差入に就ての感情

一、教誨及教育に關する事項

教誨の感否、宗教の信否、讀書の好否、讀本の種類

一、作業に關する事項

作業の勉否、技能の進否、長技、素品製品に就ての注意、器械器具保存に就ての注意、轉役に就ての感情、工錢の消費方

一、衛生に關する事項

飲食に對する注意、衣服臥具の清潔及保存に對する注意、工場監房掃除の模樣、常置器具掃除の模樣、入浴運動の狀況

五、看守長は自ら觀察したる事柄、及左記の事項は、一ヶ月一回本表親屬及故舊に關する欄内に、揭記するを要す

接見の度數、接見者の身分及人と爲り、書信受發の度數、書信に就き特記すべき事項、差入人の人と爲り、差入品の種類及度數

六、每四一勤查期經過したるとき、典獄は書記、看守長、監獄醫、教誨師、看守部長及看守、又は女監取締を召集し、本表に依り行狀の正否、賞與の授否を、審議せしめ、議事要錄欄に、書記をして其の大要を記載せしめ、典獄自ら判定し、列席者と共に捺印するものとす

出月	千	支	千	支	千	支	千	支	千	支	千	支	千	支	千	支

出監番號	收監番號（原書）	摘要	氏名
月日	被告事件		
第號	第號		
支	支		
干	干		
月日	件		
第號	第號		
支	支		
干	干		
月日	件		
第號	第號		
支	支		
干	干		
月日	件		
第號	第號		
支	支		
干	干		
月日	件		
第號	第號		
支	支		
干	干		
月日	件		
第號	第號		
支	支		
干	干		
月日	件		
第號	第號		
支	支		
干	干		
月日	件		
第號	第號		
支	支		
干	干		
月日	件		
第號	第號		
支	支		
干	干		
月日	件		
第號	第號		
支	支		
干	干		
月日	件		

出監番號 月日	收監番號 姓名 刑期	罪名 犯數 摘要	氏
干支第 號 月 日	干支第 號		
干支第 號 月 日	干支第 號		
干支第 號 月 日	干支第 號		
干支第 號 月 日	干支第 號		
干支第 號 月 日	干支第 號		
干支第 號 月 日	干支第 號		
干支第 號 月 日	干支第 號		
干支第 號 月 日	干支第 號		

再版廣告

前内務大臣野村子爵閣下題辞
内務省警保局長小野田元熙君序文
内務省監獄課長法學士澁太郎君序文
内務省警保局監獄課坪井直彦君合著
内務省警保局監獄課印南於菟吉君合著

看守服務要綱 全一冊

本綴二十八錢
仮綴二十三錢

本會に於て出版したる該書は幸ひに監獄社會に好評を博し各府縣多くは看守教習書として採用せられたり既に先般豫約出版の分は悉皆配付し終り餘部一冊もこれなく尚諸縣より御申込の向少なからず之に應ずる能はざるの遺憾あるを以て茲に再版に附せむと欲す御希望の署員は各監獄一纏めとなし該主任者を定められ本會へ御申込あらむことを希ふ

尚主任者なくして一個人より御申込の向は前金に非ざれば發送不致候間此旨併せて御承知置願度候

明治二十九年九月

大日本監獄協會